

特251

162

野鐵臣編纂

莊内天保之義民

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5

39
5

始

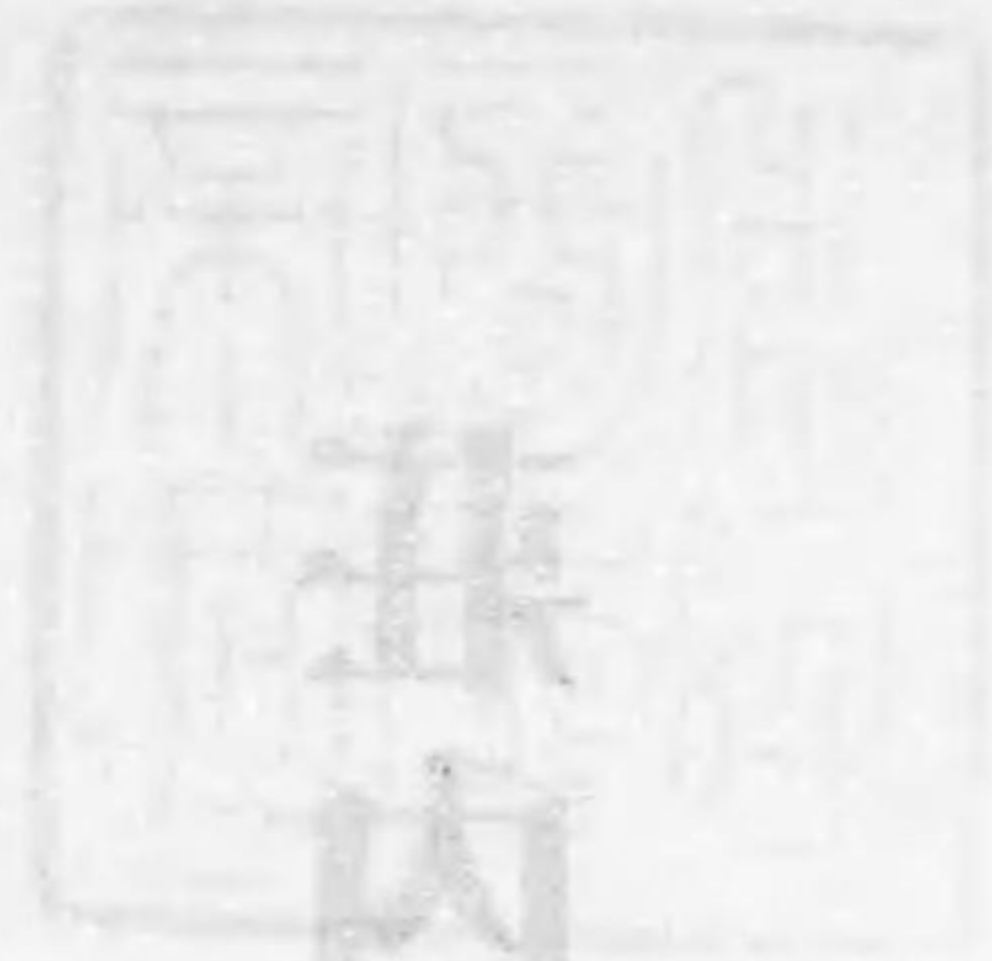


特251
162

清野鐵臣編纂

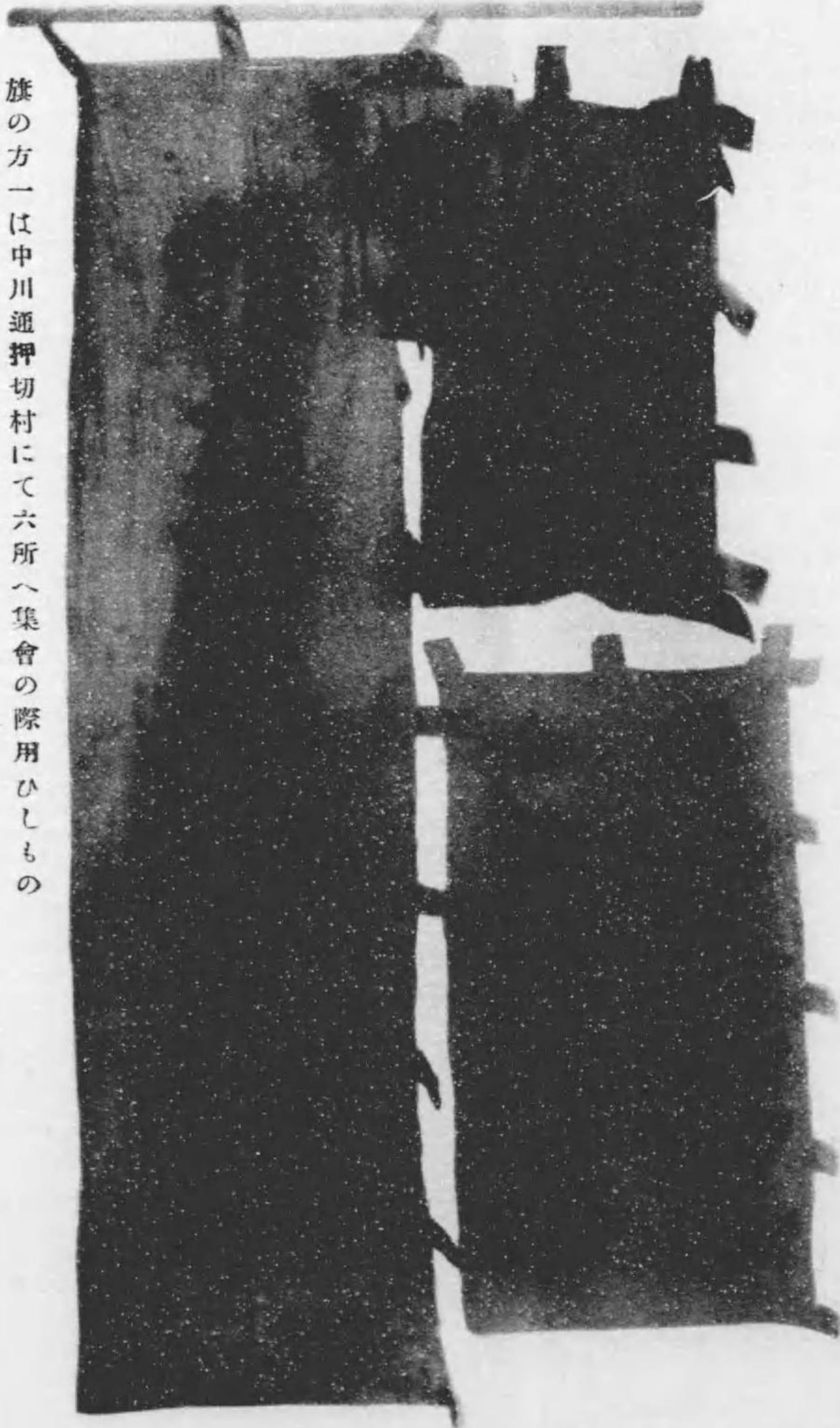
莊內天保之義民





蘇内天羽之義旦

新刊 蘇内天羽之義旦



旗の方一は中川通押切村にて六所へ集會の際用ひしもの
一は遊佐郷八日町大濱へ集會の際用ひしもの
西瓜の熟せしもの一を示し十個を並べ上に請合の文字あるは其意十か十迄御すはり
(地方にて果物の熟せるをすはると云ふ)請合と云ふにあり戴那碑保存會の所藏なり

旗の君二事不姓百爲雖

朝出故鄉菱水隈。惠風吹起亂雲開。紅花看滿驛亭綻。
 黃鳥行追征客來。精意懷忠如鐵石。單身依義似塵埃。
 東都此去一千里。不獻訴書終不回。

逃懷

本全廷

新去有為室。水口有風。以死。安。之。心。也。
 志。在。海。濱。之。中。終。莫。以。止。に。安。ん。だ。心。也。
 守。其。心。也。不。可。不。守。其。心。也。不。可。不。守。其。心。也。
 守。其。心。也。不。可。不。守。其。心。也。不。可。不。守。其。心。也。

本全廷

興封行序
 元和壬戌。酒井連三公。移封於朝之社。內累世之治。嗣二百有餘年。志。在。海。濱。之。中。終。莫。以。止。に。安。ん。だ。心。也。
 若。因。氏。大。鎮。公。庫。查。會。衆。以。其。心。也。編。聯。今。世。子。秋。有。興。封。之。長。國。一。命。國。境。登。時。其。恒。顯。大。鎮。法。術。
 地。主。有。政。習。行。拉。東。都。新。留。館。千。會。會。社。門。之。大。祀。也。其。心。也。編。聯。今。世。子。秋。有。興。封。之。長。國。一。命。國。境。登。時。其。恒。顯。大。鎮。法。術。
 君。不。見。我。公。元。是。否。傳。大。志。如。相。如。之。澤。布。於。之。治。神。內。各。定。大。朝。實。功。德。顯。赫。昔。年。安。已。既。數。載。矣。其。心。也。編。聯。今。世。子。秋。有。興。封。之。長。國。一。命。國。境。登。時。其。恒。顯。大。鎮。法。術。
 十。村。萬。落。無。某。也。推。自。粉。滑。思。深。若。何。過。五。品。群。故。國。即。今。奉。命。移。封。則。民。心。恨。滿。則。安。長。壽。也。是。本。林。天。道。是。非。不。可。
 辭。始。焉。如。湖。臨。城。頭。更。奉。走。命。急。惟。官。某。有。亂。紀。細。營。留。此。去。山。川。遊。仁。政。還。安。何。憂。本。郊。外。竹。立。無。所。難。丹。心。欲。呻。
 波。萬。行。不。夜。潛。行。侵。水。雪。蹤。涉。十。里。向。東。方。元。主。元。託。斧。做。際。但。願。獻。書。定。明。王。

大正元年

本全廷

山形縣西田川郡西鄉村
 酒井神社の所藏品
 天保義民本間全延の遺墨
 (續前篇西田川郡山本間右衛門參照)

緒言

莊内農民が天保年間の轉封に於ける阻止運動の活動は、江戸三百年史上尤も光輝ある事績にして、君臣一體の情義融和の状は、全我が國體の精華を實現したるものにて、實に東洋政治の理想郷と云はざるべからず。

予は昭和九年莊内天保義民二冊編纂せしが、今や千古未曾有の時局に當るを以て、更に姉妹篇として莊内天保之義民と名づくる小冊子を發行して廣く宣傳に努め。又天保義民の發端地西郷村に在る善寶寺は、天下に開ゆる名利にして參詣者絶ゆる事なく、近き將來は寶物殿建設の計劃あるを以て、是れに天保義民の記念館を附設して資料を陳列し、又義民の塚を造り碑を建て歳々義民の冥福を祈り以て意義ある明年の百年記念事業たらしめん事を希望して止まざる所なり。

昭和十四年五月

清野鐵臣識

七十五翁

莊内天保之義民 目次

緒言

第一章 莊内の名君	一—四
第一節 酒井忠徳公	第二節 酒井忠器公
第二章 越後長岡轉封の臺命降る	八
第三章 神社佛閣へ御永城の祈願	九—一〇
第一節 黒森村の熱誠雲中山王社へ裸詣して祈願	
第二節 三月廿三日酒田大濱にて流巻敷柴燈護麻修行	
第三節 玉龍寺の大祈禱	第四節 第二回の玉龍寺の大祈禱と御永城の祝
第四章 御轉領につき諸寸志献上	一一—一四
第一節 長沼押切兩村百姓寸志相談並願出之事	
第二節 孝子の献金	第三節 家族一同の献金
第四節 國恩寸志貯金の献金	第五節 米の献上
第六節 藁繩遊等の献上	第七節 御荷物運送方寸志
第五章 領民擧りて御參勤御發駕を慕ふ	一五
第六章 藩の申諭	一七—一三
第一節 十一月御轉封につき申諭	第二節 閏正月晦日庄内一般へ御諭の達

第三節 御郡奉行御代官江戸御屋敷に於て御百姓申含めの次第	
第四節 下谷御屋敷にて百姓共へ申諭の次第	
第七章 藩主よりの申込と届	二四—二七
第一節 殿様より御直書	第二節 御老中へ御内意仰せ上らる
第三節 藩主菩提所大督寺墓地下賜願書	
第四節 御百姓共國元忍出御府内へ大勢入込候に付公義へ御届の事	
第八章 酒井家の轉封に同情せられしもの	二九—三三
第一節 正月十五日大廣間外様より御老中御用番へ抗議申込	
第二節 閏正月國主外様より御用番御老中への抗議申込	
第三節 閏正月十五日藤堂和泉守より御伺書	
第四節 五月松平陸奥守より井伊掃部頭への申込	
第五節 六月十七日仙臺松平陸奥守より伺書	
第六節 四月十八日山國喜八郎(文武の學者にて水戸公の師)上書並演等	
第九章 歎願書(七月二日米澤藩侯への願書)	三七
第十章 義民の首腦者	三三—四六
第一節 西郷組大庄屋書役本間辰之助	第二節 遊佐郷江地村玉龍寺文隣和尚
第三節 鶴ヶ岡七日町眞柄直國事加茂屋文二	
第十一章 佐藤藤佐と矢部駿河守定謙の功附白崎五右衛門	五三
第十二章 歎願を遂げし者人名及び各藩の取扱	五四

第十三章	大登歎願者の困難概況	六〇
第十四章	御永城の臺命下る	六四
第十五章	領民の歡喜攝待盆踊	六四
第十六章	神社佛閣へ參詣	六五
第十七章	御永城御祝献上品	六五
第一節	金納之部	六五
第二節	米納之部	六五
第三節	餅の献上	六五
第十八章	起請文(御永城後義民の心得書連名血判せしもの)	六六
第十九章	藩公の賑恤	六八
第一節	郷方の者へ下さる	六八
第二節	御町方へ仰せ出され尤酒田町同斷	六八
第二十章	藩公の生祠	六八
第二十一章	轉封事件に關する圖書	六九
第二十二章	諸藩の厚遇をうけし恩義に感ぜる義民	七〇
第一節	草鞋批把葉湯の接待	七〇
第二節	無料渡船の攝待	七〇
第三節	御永城につき御禮爲知の書狀	七〇
第二十三章	義民に關する美談	七一
第一節	酒田大濱へ集會の節殊勝なる美談	七一
第二節	遊佐郷上江地村權次郎次女を飯盛奉公に出して歎願に登る	七一
第三節	天保快樂に於ける天河屋義兵衛	七一
第四節	鶴ヶ岡歩座方才覺金	七一
第五節	西郷組馬町石山刀自深更鶴ヶ岡に使を果す	七一
第六節	江戸登滞在六十日にも及び困難の義民家族へ飯米を給與す	七一

莊内天保之義民

清野鐵臣編纂

第一章 莊内の名君

第一節 酒井忠徳公

徳川家の四天王と稱せられし、酒井忠次公より三代を経て、宮内大輔忠勝公が元和八年庄内に封ぜられしより、歴代厚く農政に心を用ゐ、卑濕には排水を行ひ、旱魃に苦む所には貯水池を設け、溝渠を通じ又多くの新田を造られたり。

贈従三位酒井忠徳公 忠勝公より七代目にて明和四年十三歳にて封をつぐ、此時父より譲りうけたる借財は實に貳拾萬兩の巨額に達せり、當時金拾兩は、米五斗入れ參拾五六俵乃至四拾俵内外の價格に相當して、貳拾萬兩の借財は、即ち米七拾萬俵乃至八拾萬俵に當る、之を今日の金額に換算する時は七八百萬圓に該當する巨額の借財なり。拾四萬石の知行に對し、借財は之に約三倍すると云ふ状態なるが故に庄内藩に於ては、容易ならざる重大問題と云はざるべからず。

公は安永元年六月初めて暇を賜はり、封に就くの時、財政困難にして旅費の調達すら思ふに任せざる状態なり、止むなく江戸にて其半額を得、他の半額は途中の驛路まで莊内より送金の事とし出立せしが、福嶋迄來りしも豫定の送金到着せざるを以て、出納の役人大に窮し、止むを得ず有りのまゝの事狀を言上せり。公憮

然として曰く、十四萬石の分限を以て、百里の路だに旅費に窮するやうにては、何を以て藩屏の職を奉ずべきやと、兩眼に涙を浮べて歎息せられたのであつた。併し此の送金の遲滞せるは東風の爲め最上川の登り船なり難きに依り、同日暮方になりて、福嶋に着し、幸に滞在せずして、七月七日領地に着いたのであつた。是れ公の拾八歳の時で、之より公斷然決する處あり、藩政の改革、財政の根本策を企圖し、多年藩憂の負債の解決、士民の貧困を救濟せんとするの一大決心を堅むるに至れり。安永四年二十一歳の時、酒田の豪家本間四郎三郎光丘を登用し、藩の財政整理を一任し、悉く其の意見を容れ、只管財政の整理を勵行せられしかば、寛政年間に至り財政漸く順境に趣きたり。

公又深く民政に意を用ひ、鷹野に事寄せて屢々村々を巡廻し、農民の疾苦を察せらる。當時百姓の窮乏甚だしく、貢税不納の者多く之れが督責を嚴にすれば、家を捨て妻子を携へて他國へ遁れ去る者あり。有司其弊を防がんが爲に、同村或は親族の者に與内と稱して辨償せしむ、之が爲に産を失ひ共に窮苦に陥る者あり、又之を救はんとして、府庫の金穀を貸下ぐれば、元利年々多額となり、縦令力作して幸に農年なるも、若し借財を返さんとすれば、民に一粒をも残さずして、猶借財を餘すに至る、積弊の久しき一朝一夕に改むべきにあらず。公憂心焦慮して、若し之を救ふ術あらば各見る所を忌憚なく述べよと達せらる。時に大目付白井矢太夫百姓困窮せるは、制度其當を得ざると、有司の姦曲行はるごにあり、之を救濟するには枝葉の末に止らず、其根底より改めざるべからざるを言上せしかば、公悦ばるゝ事斜ならず、折しも藤嶋村種耕院の住僧布山和尚、目安を奉り例證を擧げて訴ふる所あり、其事矢太夫が上申する所と符節を合するが如し。公愈民政改革を思ひ立たれ、先づ酒井吉之丞竹内八郎右衛門を家老職に登用し服部八兵衛、白井矢太夫を郡

代となし、寛政八年累世貸付たる米八萬三千三百餘俵、金一萬三千八百兩悉く下げ切りとなし、代官役所に貸付けし米五拾萬三千俵餘、金一萬百兩餘、その他大庄屋名主共の才覺にて貸付けたる金穀多くは下げ切り、或は年賦にて償はしめしかば、困窮の百姓大早に雨を得たるが如く初めて蘇生の想あり。恩徳に感泣して益々農事に勤勞し成績大いに擧がり、漸次八郷の産を制し、府庫の金を仰がずして、代官所に於て凶荒に備ふる貯穀、貧民救恤の米金まで準備し得るに至りしとぞ。廢藩置縣の時までも郷村凶荒の蓄穀三ヶ年の貯へありしと云ふ。府庫の負債二拾萬兩を返し、餘財次第に積り、國內の殷賑次第に盛になれり。公又士の萎靡民俗の頹廢を憂へ、之が匡濟を矢太夫に謀る。矢太夫答へて曰く事迂遠に似たれども之れを矯正せんには學校の教化に如くものなかるべしと。公之れを納れ寛政十二年に至り、學校の建設を命ぜられたり。初め學問所と稱し後公許を得て致道館と稱す。諸般の設備大に整ひ、文武兩道を學ばしめ、特に孝悌忠信を重んじ個性に依り助長すべき方針にて藩士の子弟を教養せられたり。矢太夫物徂徠の學派を承けて、其の期する所修身治國平天下國家有用の人物を養成するにあり。されば子弟をして其の間に優遊し、各其の長ずる所に依り助長發達せしむ。

數年の後文武の高材斐然として輩出し、其の材により登庸し、實務に當らしめしかば、士風漸く緊張し廉吏次第に多くなり、庶政大に面目を改む。上の好む所下之より甚しく、風俗の淳厚稍期する所に近くなれり。公令を下さんと欲する所あれば、先づ自ら之れを行ひ、而して後發せらる。儉約の令を布かるゝ前には、先づ御手許の節儉を専らにせられ、後重臣を誠め有司に令し、而して後一般の士庶人に令を布かれたり。是を以て國內悦服して一人の違背者なく、上下一致能く累世の弊を一新し、中興の偉業を成就せられたり。

◎存耳録及び致道館記の中に左の記事あり

一、公御儉約仰せ出されし初に御手元を厳しく御取縮め、御臺所及び御料理を廢され、奥御賄に仰せ出され或時鹽引の切見を燒きて指上げしに、半分召上られ残は夜食に食ぬべし取りあげよと仰せ出され、頓て御夜食に彼の鹽引はと宣ひしを、それは御手附たる故女中共が戴きぬ。召上られんには別に差上ぐべしと申上しに、御氣色を變らせ給ひ、なぜ申付たるを其通にはせぬぞ、以後能々心得よと御叱なされ。又常には御行燈を用ゐられけれども御夜食の折は暫時蠟燭に替へらる、御膳濟ませらるゝや否、直に蠟燭を消させ給ふ故に、一挺の蠟燭も數日用ゐられしとぞ。

一、公常に仰せられけるは、大名の勤めは、能く死ぬる士を多く養ふこと第一なれど、文武の獎勵には深く御心を注がれたり。或時公の前にて赤穂の義士を稱美せしに、六萬石に四十七人とは不足なり。今我家中の者ならば、其心なきは一人も有るまじとのたまはれしとぞ。

一、公の御子様方、江戸にて御成長あらんには、柔弱にならんかと思召さるゝより、庄内へ御下し御用屋敷(今日の伯爵邸)御長屋御物見を御住所とせられ、何事も華奢なる風をば厳しく禁じ給ひき。

文化二年致仕し、同九年九月十八日御年五十八にて卒去せられ諡を珪徳院と云ふ。

第二節 酒井忠器公

忠徳公の第二子にして、寛政二年江戸に生れ、母は深照院と稱す。文化二年職をつぐ時年十六、文化八年九月水野東十郎重榮(文化九年四月内藏丞と改む)へ下されしと傳ふ直書左の如し。

近來庄内風俗華奢輕薄に相成、家中の者共勝手困窮致し、武道衰へ耻を忘れ、諸給人百姓町人分に越候奢を致し、惣て下勝に相成、賄賂行はれ、善惡差別なく淫風俗を成し、各先代に對候ても耻入候事、其職務に怠り國體衰微に趣候事、我等今度是等の儀急度改正いたし淳朴の古風に復し候様にと存候。然るに我等年少く政事に慣申さず、行届き申さざる事のみ之れ有るべく候へば、各厚く心を盡くし万端熟談致し、諸役人共へも能々申含め一入精勵致し候様にと存。第一質素を先とし武道を引立、禮儀を以て上下の差別を正し候事、專要と存候。是等の制度定らずしては行届申間敷候、偕又以來役人共選方別て念入申すべく候。東十郎儀格別の存寄を以て中老申付候、只今より精勵致さず候ては相濟さる事に候。内膳儀老年の上大儀には候得共、東十郎昨今の事衛夫と申合心添の程偏に頼入候。猶又存付の事共は、各遠慮なく封書を以て申越べく候。

今度其方共私心なく相勤候上は、其方共指圖いたし候事を、彼是批判致し候者之れ有り候はゞ即我等を批判致し候と申もの故、目付役の者共申出次第急度申付之れ有る事に候。

庄内取締方の儀、其方共席へ任せ候上は、大小の制度取締方存付候事共、遠慮なく申越べく候。其内指延難き儀は伺に及ばず候。代々の舊格を守り候儀は肝要に候得共、從來の仕來には拘り申間敷候。

右者我等存寄心得のため申遣候。

九月十五日

左衛門尉 忠 器 花 押

松 平 内 膳 殿

加 藤 衛 夫 殿

水 野 東 十 郎 殿

別紙申遣し候通、風俗悪しく相成候は、完く重役共の内心得違の者之れ有り、私心を挟み我意を振舞賄賂を以て依怙の沙汰し、儉約は申出候へ共、其身衣服飲食其外奢侈をなし候より起候かと存候。今度仙臺の事を以て此一件に及び、其方中老申付候事に候。諸事能々心を用ひ夫々役人共見立申付、諸役所共儉約を先とし取入候様致し度候。其方共始め諸役人共、身を以て先じ、万事質素に致し一統に相示し、自然と風俗改り國用足り候様致度事。先役とも熟談は勿論に候得共、其方新役たるを以て所存を默止候ては、國の爲を薄く存じ、身構をいたし候にも當り候へば不忠たるべく候。庄内取締之儀、其方共席に任候上は、大小の制度取締方、存付候事共遠慮なく申越さるべく候。其内指延難き儀は伺に及ばず候。舊格を守り候儀は肝要に候へ共從來の仕來には拘り申問敷事。

九月十三日

水野 東十郎 殿

左衛門尉 忠 器花 押

以上は明君たるべき素質己に明にて、以下治績の重なるもの、事頂のみを掲ぐ。
 文化十三年九月廿二日聖像を新築の致道館の聖堂に移す。
 文政元年九月多田良助に遊學を命じ、米澤に遣はして其政事を視せしむ。
 此年庄内二郡五人組掟を出版して、其普及實行を圖る。

文政三年四月廿二日日光修繕費へ三萬兩献金せり。

文政三年四月白井彌平をして、河北遊佐郷に蠶館を經營せしめ行々蠶織の業を開かれんとす。

全年十二月十五日溜間詰格命ぜらる。

文政五年四月四日江戸出發京都に登り、五月廿六日歸府せり。

文政十年十一月日光代參を命ぜらる。

天保四年己年大凶作に付、翌五年一月食料制限令を布き、一方に於ては諸國より米穀を買入れ極力之が救済に努められたり、之れが爲め封内一人の餓死者を出さず、延て隣邦の流民をも救ひ得たり。

天保四年六月廿日大洪水あり、鶴ヶ岡酒田両町へ米各千俵、八郷郷中へ各千俵づゝ計一萬俵を賑恤す。

天保四年十月廿六日庄内大地震あり、潰家多く人多く死す。

天保五年正月二日八郷の代官への達去年中前代末聞の凶作にて、貧民の食料糧物等斗の由、田打の農事中別しての骨折と相聞え候、秋中より右之通食物宜からず候ては、田打の折力なき様に之れ有るべく、緋は悉力を得候もの、由に付諸方穿鑿をとげ候へ共、此節拂底にて大勢へ分與候程取集兼、多人數への配分少分之事に候得共、緋十萬六千八百四十四本へ鮭鹽引八百本添え八組へ取らせ候。身帯柄により食物相應の者共は格別故、貧窮是迄の食物宜からざる田打の者へ分與候儀宜しく取り斗あるべく候

天保七年の凶作に付是迄拜借の米金は下され切りとなる。

天保八年九月廿二日江戸發途再び京都に登り其經費二三萬兩、皇室に盡し少將に任ぜられ、十月三日歸る。

天保十年三月十四日江戸城西の丸焼く、金貳萬拾五兩を献ず。

天保十一年十一月朔日越後長岡へ轉封を命ぜられ庄内をば武藏川越城主松平大和守に給はる、此時公庄内に在り、江戸留守居早追にて其命を傳ふ。是より庄内農民猛然蜂起して轉封阻止運動を企つ。天保十二年七月十二日將軍家思召ありて、轉封の沙汰に及ばず、其の儘庄内領地たるべき旨奉書を以て達せらる幕府の命令一度出で、之れを齟したる先例あるを聞かず、蓋し君徳と領民の至誠神に通ずるの致す處か、實に千古の美績と云はざるべからず。

全年九月十四日溜間詰を免じ帝鑑の間席となる。天保十三年四月病を以て致仕す、同月二十日江戸柳原の邸に於て卒す、享年六十五。諡を歡喜院と云ふ。

第二章 越後長岡へ轉封の台命降る

青天霹靂一聲、天保十一年子十一月朔日將軍徳川家慶公の時に、莊内藩主酒井忠器公を越後長岡に轉封せしめ、長岡藩主牧野備前守を武藏川越に、川越藩主松平大和守齊興を庄内に轉封の臺命下る。時に忠器公庄内に在り、同月七日江戸留守居矢口彌兵衛早追にて命を傳へ、上下愕然として色を失ふ。

忠徳公と忠器公とは、上洛して皇室に盡せし忌憚もあるべきも、要するに忠器公が水野越前守とは心よからず、越前守は幕府の要路に當り、威權赫灼勢内外を傾け、一面大御所の歡心を求め、私怨を晴らさんとせる卑劣なる舉に出でたる因果は、目的を達し得べき理なく、徒に幕府が鼎の輕重を世に現はし、遂に勢力の失墜を來せし事こそ笑止なり。唯餘す所庄内農民の忠君愛國の大精神を天下に表はし、我が國歴史上望外の結果を得たるものにて、赤穂の義士と俱に宇内に誇るに足るものなり。

第三章 神社佛閣へ御永城の祈願

第一節 黒森村の熱誠雪中山王社へ裸詣して祈願

領内舉りて、藩侯の武運長久御永城を祈願せるが、中にも西郷組黒森村の百姓の熱誠なるは、閏正月十四日の夜、一同申合せ村南清水にて水垢離をとり、鎮守山王社に裸詣せり。中にも強氣の者共は、村東赤川にて水をかぶり、素あたま素足にて、氷れる雪を踏み立て、裸詣りせる者もあり。若勢共六七十人同様裸詣せり。諸郷中者の禪は何れも垢染きたなきもの故夜中のことなり、禪なしにて前に手拭當たるもあり或はふりの儘なるもあり、七五三も掛けたるあり、多くは掛けざるもの勝なり、けんたいも掛けたるあり、掛けざるもあり。或は亂髮あるは繩鉢巻、誠に見苦しき体なれ共、其節は行儀作法所にはなく、思ひ／＼祈念致奉幣事濟み下向には、前の鳥居へ何れものけんたい残らず打ち掛けし故、さながら簀をつけたるが如し。翌日の夜同村の總代人は、鶴ヶ岡酒田の兩下の山王に同じく裸詣して願文を奉納せり。

第二節 三月二十三日酒田大濱にて流卷數柴燈護麻修行

前略染分の大吹貫三本、外に旗七八本相立、人々追々出候様子に相見候趣申出候に付出郷の御代官中へも申上候處、行違に御出町成され、代家へ御休息成され候、追々大勢集候段注進申出候に付、大庄屋、納方先へ罷越様子見候て、早速案内致候様、仰せ聞られ罷り越候處、今日の打寄は、遊佐郷上寺に當正月頃より、川北三郷より相頼、御轉領之儀相止候様、百日の祈禱結願に付、大濱にて流卷數柴燈大護麻修行致候間一同參詣の爲罷り越候て、外に子細も之れなき旨申聞。流卷數致候も過ぎ候頃御知らせ申上候處、御代官御出張成

され、高野濱外松蔭に控居候處、追々參詣の者共行き歸る模様、蟻の往來するが如し。祈禱は柴燈護麻とか
申して檀杯飾り申さず、廿間四面に繩を張り、正面に劔先の板札に庄將不動と書、大白幣を二本立て、之に
向はせ南の方に、一百日御祈禱結願と書たる札を立、中央に柴燈を焚き、修験四十人計圍繞し、兩刀を帯び
床几に掛り、誦經の由、何時頃始り候哉、流卷數は八ッ時過ぎ取行候由。三郷より寄り集候人數、大凡一萬
人餘も之れ有るべく、尤男ばかりに相見候由、祈禱の過ぎざるより追々歸候者夥しく候由。

第三節 玉龍寺の大祈禱

飽海郡の齋藤隼之助、石垣兵三郎、眞嶋佐藤治、齋藤鎌治郎、菅原文兵衛、石垣藤藏梅津圓治、肝煎善九郎
等の有志者協議にて、寺社合同して大登出國者の道中安全大願成就の大祈禱に事寄せ連中に引付置かは格別
用には立ずとも是迄の如く悪評を鳴らし問敷と、五月十五日より三日間玉龍寺に於て大祈禱を計劃し門前に
は、兼て用意せし木綿三幅にて七尋の大幟奉祈日本六十餘州大小神祇御永城御武運長久國家安全二本を建て
、寺院は廿四ヶ寺、吹浦一山九坊宮人三人、其他十六ヶ寺其外伴僧小僧數十人。

右日々前後七座宛の大祈禱、時分の鐘を打ち鳴すや否、夫々別宿に扣へ居る遊佐中の總寺社行列を整へ徐々
と運び來る、鐘、太鼓、吹き鳴す法螺の音は、天にも響く計なり。參詣の老若男女山内に充滿し、門外に至
る迄更に尺寸の空地もなきは、國君の御武徳いみじき所と人々皆大に悦び、御神酒及び神燈を献するもの筆
紙に盡し難し。結願の翌日十八日に玉龍寺和尚出鶴して大祈禱の御守札を寺社方へ献せり。

第四節 第二回の玉龍寺の大祈禱結願と御永城の悦び

七月十五日より拾七日迄先例の通、惣寺社打ち寄御永城のため大祈禱執行せり。十六日夜未明近き頃、兼て

江戸表へ金子持參の飛脚、板谷峠にて、圖らずも御早追興津彌傳治殿御下向に付、八日町村長五郎一人引き
返し、興津氏の御筆にて御永城の御達しの寫を下され候を持參仕候

一其夜は明十七日御祈禱結願にて、泊り番の世話方も大勢にて、踊り上りて誠に天にも登らん心地候へ共、
餘りの嬉しさに更に誰一人物言者もなく、只丸裸にて手を打ち、足拍子にて踊り舞ふ斗なり。餘り足音の
強さに驚き、方丈其儘起き出候に誠に恐悦の次第にて取敢ず

念力の晴れてさやけき今日の月曇らぬ君の光りかゞやく 文 隣

先つ村中男女残らず呼び寄せ、遊佐全部へ達し、夜も既に明け離れる所に、加茂屋文二方より早打の飛脚達
せり、暫過ぎて重て疋田氏より早打の飛脚來る。依て

今日只今恐悦の早打到着、右に付今日は御祈禱も結願に御座候得ば、其儘御恐悦申受の大祈禱と思召
され、仍ては前後七座の修行仕候に付、早々御出席希ふ處に候

七月十七日朝六ッ時 玉 龍 寺

三組惣寺社連名

十七日に參詣の面々、御神酒、御燈明献上夥しく、諸人門外は勿論近村迄市をなし、地内は更に尺寸の餘地
なし。惣寺社人數七十餘人、外伴僧小僧三十餘人、都合百餘人、献上神酒總々五升入五十二樽即ち二石六斗
にて、前代未聞の賑なり。大悦の餘り

百草の花さく秋になりにけり御代萬歳といほふ諸人 文 隣

第四章 御轉領につき諸寸志献上

今日の時局に當り、國民の大に模範とすべきものにて、特に飽海郡宮内組濱通鱸網漁業者の如きは、深く君恩に感じて十ヶ年以前より國恩寸志貯蓄の箱を八組に頒ちて漁期の終に任意の貯蓄をして萬一の時に備へ置たるが如きは其用意の周到なる大に龜鑑とするに足るものなり。

第一節 長沼押切兩村百姓寸志指上相談並願出之事

萬民の悲歎止む時なく、日々途方に暮れ、二百廿年以前元和八年御入國以來、厚く民を御撫育成し下され、既に十三年以前子年よりの凶作打續き、諸國は餓死人飢人數多有之、中には當國へ立入り露命を保候者幾萬人。當國に於ては飢渴の者等一人も之れき様種々御手擬之れあり。斯く有り難き御領主へ離別致し候儀、村々申合候處百姓共も一同なんとか一廉の御恩を報い奉り度候得共、何分凶作續きの後なれば、心にまかせざる事を相歎き得候共、外に手段も之れなく、人々働を以なりとも、寸志差上度しとの志願に之れ有り、壯年の者は繩をなひ草鞋を作り、女は蒔を織り苧をうみ、老人は煙草を絶ち酒を止め、聲娶に至る迄夫々たちもの等致左の通差し上ぐ。

一金參拾兩貳步參朱錢參拾八貫四百文 長沼村上中下組と十文字組人數三百六人

一金貳拾兩壹步錢參拾九貫五百文 押切村上中下三組三本木對馬福嶋大淵 人數三百三十三人

此金額に押切組、長沼組肝煎長人連判して、願書を添へ大庄屋に出したり。

右願の趣相良御郡奉行へ指出候處、御同人兩眼に涙を浮べ我々朝夕君恩を喰むといへ共其意にかなはず。厚意の次第と悉く御賞美ありて、夫より加藤御代官へ願ひ奉り候處、是又御同様御感心遊ばされ、夫より向々御沙汰に相成、既に御前御伺に相成候處、願書人名繰返々々御覽遊ばされ、百文五十文の者共は、尙以て厚

意なりと上意遊ばされ候由。

第二節 孝子の献金

一金貳兩 京田通西郷組馬町 彌平治聲 文五郎

同人妻 たけ

右は有名の孝子だけが水呑の百姓にて、孝養の御賞與數回戴き、稍豊になりたるを以て献金せり。尙引き續き差上べき旨願出たり 子十一月

第三節 家族一同の献金

一金百疋 (壹步) 小花元祐

一錢五百文 同人 母

一同參百文 同人 妻

右は今度御所替に付、二百餘年御仁惠を蒙り、且近年の凶作にも格別の高恩を以て今日迄露命取りつなぎ候儀、重々有り難き仕合存じ奉り候。之れに依て私母老年に相成手働も出來申さず、朝夕煙草相止め。私儀は家方の藥賣藥仕、妻は賃車をとり、聊の儀恐れ多く存じ奉候得共、書面の通來三月中迄、寸志差し上申度存じ奉り候。苦しからず候儀御座候は、此段宜しく御沙汰なし下され度願ひ奉り候以上。

右子十二月横川村小花元祐より大庄屋へ願出つ。

全上

一金參 朱 中川通御普請杖突 久之助

一錢 參 百文
一錢 六 百文
一錢 參 百文

同人女 房
同人女 房
同人女 房

右は家内一同手稼を以て寸志願ひ奉り仰せられ次第差上度旨にて文面省略

第四節 國恩寸志貯金の献上

一金壹兩貳步貳朱錢六貫五百五拾參文

右遊佐郷宮野内組濱通八ヶ村鱈網納屋共、十年以前より御國恩の有難き事は常に思出候得共、報い奉る事相成らず候間責ては鱈之れある納屋元へ水主共打寄錢配分の節斗も、思出次第箱に入れ置、何ぞ御用の時指上候様申合御國恩寸志と認め候箱一ツツ相渡置申候得共、近年不獵續に付聊ならで御座なく、恐れ入り存じ奉候得共、指上度旨申出候。

子十二月

第五節 米の献上

一米貳百俵 大組頭 渡部 多右衛門
一同百貳拾俵 大 山 田中 徳右衛門
一同百俵 宛 西小野方 渡部 治左衛門
余 目 佐藤善治 外三名

右善治は天保十一年最上川の埋れ木にて作りし孝子慶玉の木像を温海温泉の長徳寺に納めたる人なり。

第六節 藁繩菴等献納

御引移に付、多分の藁、繩菴等御買上げの御達しありて、各地にて献上せしが中川通の村々の寸志繩總、高二十二萬四千二百七十尋に達せり。其の他各地方皆此の如し。

第七節 御荷物運送寸志

越後新潟まで御荷物運送方寸志願出の分左の如し。
廻漕船 一〇 無棚船 二二〇 漁船 一三〇

第四章 領民舉りて御參勤御發駕を慕ふ

領民は御所替を歎き居る中に、西郷組一番登りは事現はれて、空しく御屋敷に引き上げられ。川北の一番登は訴願を達せしも、願書は下げ戻され。慨歎の餘所々に建札をたて、宣傳し、人を集むる事を計りて、閏正月廿七日五丁野谷地に集り専ら長岡へ御供願を企て、二月朔日には酒田大濱に集合し、庄一位居成大明神 と書きし旗などあり。

○酒田大濱集會の心得書建札

- 一、畑作物猥りに踏散申間敷事
- 一、積置候萱は勿論下草に至迄焚申間敷事
- 一、役人え對雜言申間敷事
- 一、何事によらず私の喧嘩無論仕間敷事

一、酒田御町通行の節くわひきせる並火繩松明堅無用の事

月 日

打寄の者人々薪を持ち来る、御役人中罷出候へば惣人數冠候ものをぬく。衆能く此法令を守り、其動作の正しき事人皆之れを感稱せり。美談の章にある殊勝の行ひも、此日の出来事なり。引き續き七八九の三日集會し度毎に人數を増せり。

更に二月十日集る者萬餘人、何卒居成大明神、民是國本固國安等の旗あり。専ら藩侯參勤の期近づきたるを以て、御發駕を慕ふ事赤子の慈母に於けるが如く、廿一日の御發駕なれば、十九日頃より追々罷登り居大勢の事に候へば、宿屋に泊り候ては費も相立候間野宿致し心得にて、四五日の食物に餅をつき切餅致し、炭杯も持參し、川原か又は道端より焚もの様の物を拾ひ取り、餅をあぶり候て拜待罷在候積り、夫々用意も致候者も相聞候。尤罷登候はゞ、跡は空虛の處見透し、盜賊か悪しきもの入込候も斗り難く候間村々にて跡へ殘居候者、晝夜共廻り番相立嚴重相守候様と村々申合候由。

川南にては、二月十六日上藤嶋六所へ各地より思ひくの村印を携へ集り、鶴ヶ岡へ至らんと大梵宇川まで蟻の子を散らしが如く押し掛け、船頭は渡場の船をかくし之を防ぐ。十九日には所々に合圖の烽火あがり火炎天をこがし、皆六所の煙りを目標として馳せ集る者五六万、法令正しく陣取り協議をこらし、二十一日の御發駕を御止め申さんとして、途中の藤島、京田橋等の橋々を切り落し、清川の最上川御召船を山に引き上げん、又國境の口々を固めて、川越の御役人一人も入れぬ等と、狂氣じみたる協議をなせしが、郡奉行、代官等より代表者へ仰せ含められ書を讀み開せられ、長岡へ御供願を出して引き取れり、彼の有名なる

『雖爲百姓不事二君』との押切村の幟も此時用ゐたるものなり。

藩は川南の騒動にて、混亂に至らん事を恐れ、極力鎮撫し。飽海郡にては涙をのんで御見送り申さる事とし、一同餘りに御残り多く、赤心こめたる御歸城奉祝の献上品を奉れり。即ち

狐面 黑豆三合(飽海三郷) 昆布 胡桃一斗(一統)

以上白木三方に載せ、狐面は五葉の松の枝にのせ差上ぐ。右二通杉板の箱に入れ二月二十一日差上ぐ

添へ奉りし歌

此國を動かす永く御いなりの(稻荷、居成、狐)

まめ(豆)てくるみ(胡桃)をまつ(松)をよろこぶ(昆布)

右献上品を遊佐、荒瀬、平田の三郷代表者各一人づつ、出鶴差上ぐ。大勢の誠心御満悦思召され、御賄下しおかれ候。

二月二十一日御發駕の豫定なりしも、百姓の騒立の爲、御病氣として延期なされ。郡奉行は本間辰之助をして、狩川組、中川組村々民情視察せしめ、其報告により靜るを待ちて、廿七日御發駕遊ばされたれども、風合宜しからず暫清川へ御逗留なされ、三月三日清川より御出船、三月十八日御着京遊ばさる。

第六章 藩の申諭

一、十一月御轉封につき申諭

口 達

今度御所替仰せ出され候に付、我等共出張致し郷方不締の儀之なき様、嚴重取扱ふべき事。

但御收納御用不締の儀之れなき様取扱はるべきは勿論の事。

右之通仰せつけられ御締のため出郷致し候、一同是迄數代御厚恩を蒙り候ものなれば、御別をさぞ御名残り惜く慕ひ奉るべく、又數百年の御領地に候へば、御心悪く思召さるべく候得共是非なき事に候。此上は是迄の御恩を報い奉んと存候はゞ、御年貢速に皆濟申上げ候て、御安堵に思召候様に仕候より外之れなきことに候、且又御百姓の人氣動きに相成らず候様取鎮め申すべきは勿論、臨時打ち寄り等致し、酒食を催し候儀、甚だ宜しからず候間急度申し含むべく候。御所替相成候共、當所に御出て遊ばされ候内は、諸事は迄の通御取り扱の事に候間、來春は仕付等も致、安堵農業怠りなく致すべく候、若心得違の者之れあるに於ては、是迄の厚き御憐愍空しく相成、且は御跡へ御出での御方に對し、御模様も宜しからず御國風誠實なる事を失ひ候事に至り候條、御恩を報じ奉らんと存じ候はゞ、是等の事ども相辨へ諸事誠實に致度事、是れ御報恩の第一なり。近年大凶作つゞきの所、厚き御憐愍より飢渴の者之れなく、其上御百姓難澁の儀深く御憐愍にて、既に一昨年迄の諸拜借物莫大の下されきり仰せつけられ、郷方行き直り候様厚く御世話もこれ有り候へども未だ行き直りにも至らざる所、今度御所替仰せつけられ候ては、猶更御慈悲も之れあるべき筈に候得共、かく輕からざる御時節に相成候ては、御行き届の程もはかり難く、又御百姓の心の程も察し入り候。只是れ迄の御恩を有り難く相心得、成るべき丈御苦勞申上げざる様、一統相心得させ御締專要に致すべき事。

二、閏正月晦日庄内一般へ御諭の達

御郡中の者共御所替を相歎き、去年中西郷組の者歎訴致度江戸へ罷登り、引き續き川北の者共罷登り、容易ならざる仕儀に及び候得共、愚昧の者共の儀に付御用捨成し下され、心得違の次第仰せ含められ、追々御差

し下し相成り候。然る處今以て歎訴致度所存の者これ有り、此頃も川北の者大勢寄り集り候得共、夫々申含め引き取らせ候。年久敷御恩澤を蒙り候情實忍び難く存候儀は不便の至りに候得共、此節大勢打ち寄り騒々しく杯の儀相聞へ候ては、第一公儀に對し濟ませられ難く御爲相成らざる儀は兼々申含め候通に之あり候。其上右体の儀度々相重り候ては、百姓共の爲にも相成らざる儀に候、畢竟相續方の儀懸念存じ居候より之れあるべく、其の段は何分にも是れ迄の通相續相成り候様、跡御領主様へも厚く仰せ送られ、先以て差し當の夫實等の儀は、夫々御沙汰成し下さるべく、左候へば不足之れなき儀に付此所安堵致し、如何にも穩便に取り鎮り決して打ち寄り等申まじく、若心得違之れ有候ては、御爲め相成らざる事に候間、能々勘辨致す申すべき事。

右之通申含め一組より總代兩人づゝ、連判差し出させ候事。

其後百姓の出國歎願踵を接して起り、藩は大に之れを憂ひ、重役を各郷數ヶ所に出張せしめて、説諭を加ふる事各月に至れり。

三、御郡奉行御代官江戸御屋敷に於て御百姓申含めの次第

六月十九日御郡奉行相良文右衛門、其の外下谷御屋敷へ御出役、惣御百姓共御呼出仰せ含められ候趣意は、其方共今度罷り登りの始末一通吟味をとげ候所、是れ迄度々の仰せ含められも用ゐず、且駕籠訴何程致し候とても御取り上げ之れ有る間敷事を辨へず、野道畑道は勿論、海川山谷を厭はず、尙又駕籠訴心掛罷り登り候誠心は、殊勝の至に候得共、此節公邊よりも御沙汰度々之れあり、其筋嚴重御締これあり候處を相犯し、尙又歎願等致し候ては、第一御不爲を引き出し、其上其方共慕ひ奉り候本意にも相成らざる儀篤と勘辨致し

心置きなく國許へ下り候様致すべく候。殿様に於ても深く御配慮遊ばせられ候間、穩便に歸國一同目出度農業出精致すべく、且駕籠訴心掛罷り登り候事に候へば、願の趣き書取を以て申す聞くべく、其趣は表面に其方共の心底公義へ御沙汰申上ぐべく、左候へば其方共の只管御慕ひ申上げ、是迄難苦に忍び登り候志も一入相立申すべく、且下り候ても國許百姓共へも駕籠訴同様の事に候へば、面目も之れ有るべき筈、此旨深く勘辨勇氣よく下り候様致すべく候。去りながら即刻納得も出来申間敷候へば、明日迄御挨拶申し聞べく仰せ渡され候。然る所御百姓共申上候儀は、段々御趣意の次第重々御尤至極に御座候へども、萬一引き移り遊ばされ候へば長岡へ御供仕如何様にか小屋掛なりとも致し、譬ひ土をたべ候共少しも苦しからず候間兎に角治定致候迄御指し置下され度、如何様の御奉公仰せつけられ候共少しも苦しからず候間仰せ渡されを背き奉り候事には御座なく候へども、何分治定これなき内下り候儀敷げがはしき次第に御座候趣申上候處、相良文右衛門御席を進み出で成る程兎に角治定之れある迄居残り、御様子承度事は殊勝に候へども、先刻も申諭候通居残り一途に何程御慕ひ申上候とて、一旦公義より仰せ出され候儀相戻り候事どうして之れなき者に候、然る所其方共存念の通長々指し置候ては、御制止方行届かざる節に相當り、却りて御首尾合にも拘らせられ候事も計り難く、左候へば其方共の飽くまで御慕ひ申本意にも相成らざる段、能々此意味勘辨致すべく、且又其の方共存じも之れあるべく、周の民君の御轉領を相敷き、御行き先へ御慕ひ申上候處、文王自ら御教諭之れあり候所納得の上泣々離散に及び、尙再び御歸領の時を待つと云ふ事は、和漢の龜鑑と相成り。是等の趣深く汲みとり是非共下り候様致すべき趣、種々理を盡して仰せ渡され候へども、百姓共一統頭をたれて泣々一言の御答も申上ず、暫の間伏し沈み恩君離別の情實誠直の胸に迫り御歎訴候へ共、毎度御取りうけ御座なく

御參府の砌は、國中御慕申上候へども終に御登り遊はされ候に付、是非なく此上は尙又歎願申上度忍び登候處、斯の如く御教示御指し留め之れあり、直に長岡へ御供願ひ奉り候へば、是又相成らざる趣何を願ひ奉り候ても一として願望相叶はず。此上は私共儀進退道なしと申すべく、愈々御引き移りにも相成候はゞ、大和守様より自然御惡みも之れ有るべき哉、思ひ見れば見る程身の上如何相成り候も計り難く逆も助かるべき命にはこれなく候へ共、少しは御不便と思召御救ひ下され度と種々相敷き候處、御出役の方々共に涙を流し一言も仰せられず、久來徳化歸服の百姓民今更離別に堪へざるの情狀、只管不便と思召され黙止し難く相成り愈々紅涙袖を絞り暫くの内愛哀を含み御控へ成され候御様子と覺へ候所、黒谷石井の兩氏仰せ諭され候趣は種々申聞け候次第、一通尤の事に候へ共、何れの願も御沙汰に及び難く候、去ながら跡御領主へも厚く仰せ送られ是れ迄の通り成し下さるべく、且又此度歎願の次第は幾重にも御沙汰申上べく候、左候へば願筋も相立申すべく、先今度は目出度罷り下り、農業出精致候はゞ自然佛神の加護も相顯はるべく、涙を押へ齒を喰ひしめ是非共下り候様、種々理を盡し仰せ諭され候へ共、百姓共一言の御答も申上ず、泣々御長屋へ引き取申候

六月十九日より同二十二日迄三回歸國すべき旨御諭これ有り候。

歎願の儀指止候は、上より御沙汰申上ぐ可き趣意を以て仰せ含められ候に付、愁訴相止め國下しに相成り候に付、御郡奉行御代官へ歎願書指し出候。尤六月十九日指し上候處其夜御前に於て御覽遊ばせられ、夫より田安様御覽悉く御感心なされ、翌朝公義に於て御上覽遊ばせられ候様承候。此歎願書は鶴ヶ岡五日町染屋三右衛門書き認め候、御百姓は勿論三右衛門儀も冥加の至なりと存早速其の趣三右衛門へ手紙にて申遣す。此

三右衛門は中川通の主動者の一人奥井岩次郎の從弟にて、急度誠心の者、四月大寄りの北晨、五組の五色の旗等染め候者なり。

四、下谷御屋敷にて百姓共へ申諭の次第

六月廿二日四ツ時文右衛門、守右衛門、下谷へ參り、伊兵衛儀又々不快に付參らず、御百姓共呼び出し先日も申諭候通、其の方共遙々山海の艱難を經罷り登り候心中察し入り、我等共も何卒其願意相通させ度存候へ共、大勢能在候儀は御爲に相成らずとの御事に候へば、是非なき事と申に候、其の方共參着後三十日餘にも相成り候へば、長々御届けなく指しおかれ難く、既に此間其の方共深山幽谷或は風波の難を凌ぎ罷り登候へ共、斯くと申含め指し下し申すべしとの御届け成され候段は、其の方共身に取りては愁訴等仕候より遙冥加に叶ひ本望なる事に候。其の譯は殿様の御名を以て御届けに相成り候事にて敢て空しく罷り歸り候と申に之れなく、世には義理と申して據なき事の之れ有るものにて其方共の心は江戸に残り骸は庄内に居らねば叶はぬ義理と申に相成り候、能々相考へ此上は年來の御厚恩を思ひ候はゞ、少しは上の御安堵遊ばされ候様早々罷り下り申すべく、猶跡の事心許なくは大勢は宜からず十人位残しおき然るべく、何分引き取り篤と相考候様申諭候所、孰も畏入暫引き取候て指し立候者三四十人罷り出で仰せ諭され候趣畏り奉り候、此上は御下知次第罷り下り申度、猶恐悅の儀承知奉り度、左の者共残しおき申度、何様の御奉公にても仰せ付られ召しつかはれ下され度段、一際能く御請申聞け候、

遊佐郷鷺野町村 文治 全郷八日町村 長三 全郷吉出村 宅之助
全郷上江地村權助(權次郎) 全郷吹浦村 善次郎 荒瀬郷越橋村 友七

全郷下黒川村 利八 全郷上藤塚村 太郎次 全郷正龍寺村 長兵衛
平田郷大町村 彌助 京田通馬町村 助右衛門 中川通平形村 治平
全郷富澤村 兵助 全郷藤島村 清吉 計 拾四人

右の外遊佐郷八日町村大組頭梅津八十右衛門、荒瀬郷正龍寺村大組頭堀謹次郎中川通十文字村肝煎伊之助相残り候。此三人は愁訴登等に之れなく、忍び登の者引き留の爲め召連れ候。但謹次郎は百姓三郎右衛門にて愁訴登に候。

附愁訴登百姓の中拾人の隠れ人難澁の事

遊佐郷升川村 多之亟 全郷十日町村 四郎吉 同郷中島村 象治
荒瀬郷下黒川村 久太郎 同郷上藤塚村 作之助 同郷館内村 藤七伴 龜治
同郷正龍寺村 兵太 同郷下市神新田 治郎助 同郷越橋村 彦四郎
同郷越橋村 傳六 計拾人

右の拾人の者隠し置候趣意は、萬々一御城御引き渡御日限等治定之れある節は、居残り候拾七人の者へ相加里、重き御役家へつくのひ、たとひ肝腦地にまみえ屍を小塚原に曝し候共、願望相届候迄必死の歎訴仕候含にて、所々流浪の身と相成り首に袋をかけ、或は柄杓を携へ伊勢參宮の立出にて、御府内近邊在方へ潜り、晝は炎天の暑氣を冒し、夜は堂宮へ野宿致し草を枕としての艱苦は、只一筋に恩君に離れ奉らん事を相歎き左斗の辛苦を凌ぎ途方に日を送り相窺居申候。

御屋敷に居残り拾七人の者共は尙又庄内より御百姓共大勢忍び登候風聞頻に付、千住、松戸、板橋、新宿、

品川等へ御足輕衆と出張仰せ付られ、又は米を搗き或は所々へ御供致し夫々御用相勤め罷在候。

第七章 藩主よりの申込ご届

第一節 殿様より御直書

私儀存じもよらず越後國長岡へ所替仰せつけられ、冥加至極有り難き仕合存じ奉り候。然る所是迄拜領罷在候出羽國庄内田川郡、飽海郡二郡の儀は、臺徳院様御代、元和八年八代以前、宮内大輔忠勝儀、鶴ヶ岡、龜ヶ崎兩城拜領仰せつけられ候、其砌彼地の儀は、陸奥、越後兩國の爲にして、外藩警守に付家柄を思召、拜領仰せつけられ候旨仰せ渡され候由。傳書留され有り、二百年餘數代相續仰せつけられ、家の面目冥加の至り誠に以て有り難き仕合存じ奉り候。數代右御趣意を專要に相守り罷在候、殊に私儀格別の昇進も仰せつけられ、京都へも兩度まで御使仰せつけられ候儀にも御座候に付ては、彌以て警守の御趣意厚く相心得罷在候處、今度所替仰せ付られ候儀にては、面目之れなく、先祖代々且子孫後代までの耻辱共存じ奉り候に付、御歎き上げ候も甚だ以て恐れ多く存じ奉り候へ共、前條の御趣意を専ら相心得、家來共までも武備取り失ひ申さざる様、奉公申上奉り度心底罷在候。尙又願ひ奉り候儀恐れ入り候得共、飽海郡一圓海岸御備場所是迄の通御居置成し下され、外に長岡領新潟まで地續きの場所にて藩領に都合仕候程、御添地仰せつけられ下し置かれ度儀にも御座候はゞ、誠に以てこの上なく有り難き仕合存じ奉り候

去りながら飽海郡下しおかれ候儀相成らず候筋合も在らせられ候はゞ、何分にも長岡領新潟迄の地續きの場所にて、舊領に都合仕候程代地下しおかれ候はゞ有り難き仕合存じ奉り候、長岡等の儀は甚だ以て不案内の

儀に付、何分にも舊領都合候程成し下され度存じ奉り候。去りながら私儀元よりの心願には御座なく候得共據なく申上候儀に御座候間、如何様にか筋合相立成し下され、面目も相立候様成し下され度、此段幾重にも厚く願ひ上げ奉り候 以上

十一月

御名

第二節 御老中へ御内意仰せ上らる

御名家の儀は、凡二百二十年前、元和八年信州松代より、羽州庄内領酒田龜ヶ崎並に鶴ヶ岡兩城、其御高拾參萬八千石御拜領に仰せつけられ候御沙汰の趣、御用番御老中松平伊豆守様、御役中に御内達仰せ渡され候に付、依て伊豆守様へ仰せ立られ候は、三州吉田拜領以後は、所々へ御所替拜領仰せつけられ、松代城に於て御高十五萬石下しおかれ在城罷在候處、羽州最上領庄内下しおかれ候段御達御座候得共、度々所替仰せつけられ候事にては、家中共並に末々に至る迄難澁至極候に付、今度庄内拜領仰せつけられ候儀は、御免下しおかれ候様宜しく御沙汰仰せ立てられ下され度松平伊豆守様へ仰せ入られ候。然る處今度最上領庄内兩城御拜領に相成候儀は、御格別の御思召を以て以後家代々御拜領の御沙汰に候間、御うけ仰せ上られ候様成され度、伊豆守様御達之により、御高拾參萬八千石拜領にて松代城より庄内へ入國仕り候。其の以後當御名代迄代々凡二百二十年に罷成り候、之により追々新田見出しの場所御座候に付、今度御沙汰申上候。御内達も御座なく候事にて今度所替御沙汰の上、越後古志郡長岡城拜領仰せ付られ、庄内領指し上げ候に付、拜領其他見出の場所最上郡の節より社院御百姓持御拜領持高新田の分共、今度御改御勘定御奉行所へ御沙汰申し上くべく候間、此段仰せ立られ下し置かれ度、御用番御老中へ御内意仰せ入るべく候。

一、長岡領高七萬四千石餘、右御拜領に相成り候得共御添地の分の儀御沙汰御座なく候付、御内願の事は酒田龜ヶ崎の儀は、酒井左衛門尉忠勝本城にて拜領仕候間、川北通にて六萬石餘共御添地に下しおかれ度其外の分は、越後水原領の内にて、御添地仰せつけられ兩城になし下され候様、此段宜様御沙汰を以て右拜領仰せつけられ候様願ひ上げ奉り候、云々

五月

御名内留主居印

第三節 藩主菩提所大督寺墓地下賜願書

私儀此度所替仰せ付られ候に付、代々の遺骸改葬の儀願ひ奉るべく候處、年久敷數代古墓朽敗の程はかり難く、何分掘發候儀忍び難く、又持ち運ひ方甚だ以て當惑至極仕。據なく願ひ奉り候、右改葬難澁の次第は、元和八年庄内拜領の砌鶴ヶ岡龜ヶ崎兩城の儀は、外藩警守の尊慮にして、家柄を思召され下しおかれ候につき、永々守護之れあるべき旨仰せ渡され候條、家々申傳書留も之れ有り、専ら右の御趣意相守り、永久守護の儀に付、入部の節鶴ヶ岡三之丸西南の隅に菩提所建立仕り、大督寺引き移り、二百年來代々の父祖江戸にて死去候共、毎度願ひ奉り柩を庄内に指し下し、右大督寺に葬理致し候につき、子弟並に家族の墳墓數多に罷成候。且又幼年家督の折、在所へ御目付、御指し下し政事並に警衛向き毎度御尋ね成し下され候儀、臺徳院様御深慮在らせられ候續きにも御座あるべく候。又前條の通歸葬仰せつけられ來り候儀も、家柄御由緒の儀思召、他に異なる御趣意を含ませられ、格別の御恩遇をも、御表はし成し下され候御儀にも之れあるべくと、家の規模この上なく累代冥加の至と存じ奉り候、永久平易安塔の領地と心得、墓所の儀異念なく罷在候處所替仰せつけられ候儀、右代々數多の墳墓今更如何とも致方之れなく、前段の改葬難澁の次第に之れあり

今度他領へ其儘指しおき候事は勿論相成らず、去ながら掘り發き候儀も是亦忍び難く、數多の棺槨嶮難遠路の持ち運び痛心に耐へず進退窮り當惑至極仕候。之に依り恐れ入り奉り何共申し上げ難き儀には存じ奉り候得共、格別の御憐愍を以て大督寺地面永々下し置かれ、是迄の通御据置き成し下され候はゞ、三ノ丸要害の儀は、松平大和守へも申し談じ如何様にも取り立て、猶又願ひ奉り木戸前より墓所へ出入仕候事に致度候。右様罷り成り候上は、忌日年忌等の節は代參申付候事も指し支へ之れなく、尤墓所荒廢にも至り申さじ、有り難き仕合此上の安心に御座候。何分哀歎當惑の情實、深く御酌取り成し下され度願ひ奉り候通、仰せつけ下しおかれ度願ひ奉り候 以上

閏正月十五日

御名惣代

更に四月十五日同じく再願書を出せしが遂に何の沙汰もなかりき。

第四章 御百姓共國元忍出御府内へ大勢入込候に付 公義へ御届之事

今度左衛門尉所替仰せ付られ候に付、庄内領の百姓去冬以來度々出府仕、御老中様方を始其外御役向へも御駕籠訴仕候段、左衛門尉儀申し上ぐるに及ばず家來共深く恐れ入り奉り候。在所表取締の儀は兼々油斷なく申付置候得共、猶又在々村々役人共差出能々理解申聞せ取鎮め、領内境口々へ夫々番人相増嚴重相守らせ、御當地に於ては當春以來諸方往還筋、千住、松戸、川戸、板橋、新宿、品川等の宿々へは目付役、足輕、中間等四五入宛止宿致させおき、庄内百姓共見當次等取押へて手當仕、御府内旅籠屋へも右百姓共止宿致し候

は、早速注進致し候様申付置。其外兩下馬御役屋敷邊へも日々目付役人、下座見足輕等差出置き、其後追々罷登候百姓共、旅籠屋より注進申越、又は下馬先にて取押候者共、是迄度々庄内表へ差下し、右百姓共其節々相糺候へ共、領内往來出口々々には嚴重警固これ有り通行相成り難く鳥海山、月山等の深山幽谷を打越嶮の難艱を厭はず道も之れなき山路を拔出で、海邊の者は獵船又は手舟等にて他領へ罷出候趣申聞候。尤路用等の貯之れなき者は田畑家財等を賣り拂ひ中には妻子を奉公に差出路銀調達の者も之れ有る由に御座候。一体邊鄙愚昧の百姓共一圖に凝り固り、謂れなき歎願申立て候條不埒至極に御座候へ共、何分兩郡百姓共一致の儀農業に相障り嚴敷咎申付候事も相成り兼、誠に當惑仕候。既に先達水野越前守様より御達の趣も御座候に付、左衛門尉の儀申すに及ばず家來共一同恐れ入り奉り領内手當向き猶又嚴重申付、然所今度又々百姓共多人數領内罷出候趣相聞候に付、郷方掛役人、郡奉行、郷付、代官役等、手付手代の者召連れ、近國往來筋諸方へ手分致し、見當次第引き戻し候手當にて、罷出候中途にて引き戻候も之れ有り、最上、越後筋へ兼て足輕共差出おき候手にて、引き戻候も之れ有り候へ共、役人共罷登り候を承り傳へ、彌閑道に潜り居候哉往還筋にては其後見當り申さず、段々罷り登り御府内近邊宿々へ右役人罷出で居、追々罷登り候百姓共、品川、松戸、板橋等は勿論、向寄に之れなき口々船路迄も悉手當致し見當り取押へ長屋へ引き入候者、此節追都合二百二十三人に相成申候。右の者共夫々相糺候處庄内兩郡百姓共申合、左衛門尉永城の儀猶又歎願のため、密々四五人或は七八人つゝ忍び出で候處、前條の通領内口々には申すに及ばず間道迄も嚴重手當これ有り候間、山詣の道者に相紛れ他領へ罷出、或は獵船にて越後路へ罷出で、其外御大名様方領内御通行の節、夫役に出候者共は、直様罷登り候由に之れ有り、右何れも往還筋は相通らず野道畑路を選み通行致し止宿等

は仕らず、行き掛り次第、野宿致し罷登り候内、追々同志の者途中にて落合、一群十人二十人と相成り出府仕候趣、段々相糺明を遂候處、別に子細之れなく兎角引き離れ候を悲み、永城歎願の心掛、又は長岡へ是非召連れ吳候様存じ詰候外之れなき旨、種々愚昧の辨へざるより謂れなき事申聞へ候、右の外三四百人、仙臺領通行の儀に付指留られ精々理解に預り漸く納得致領分へ引き戻り候、其内五人留置かれ、在所役人彼方御役人掛合の上是亦引取候趣、右に付在所に於て夫々役人共猶又精々取調の上捕押へ、前文の通り引き戻し候者も彼是二百人餘に相聞申候尙又取り押へのため近國へ追々役人共差出、境内口々には申すに及ばず、海邊山路等嚴重手當申つけ、御當地に於ても、前文の通夫々嚴重手當申つけ置候得共何分庄内二郡百姓共一同一圖に死を相極め存詰候事に相聞候に付ては、自然制止方行き届き兼候姿にも相聞申すべき哉と、一統甚だ以て心配當惑仕候、此段幾重にも厚く御含み成し下され候様仕度存じ奉り候 以上

丑 六月

御 名 御 留 主 居

但六月廿二日御百姓共、國下し納得致候付、大御目付へ一通つゝ御目付へ二通仙臺御届書と同日指出候由、尤御留主居書役櫻井行助殿案文の由也。

第八章 酒井家の轉封に同情せられしもの

第一節 正月十五日大廣間外様方より、御老中御用番へ抗議申込

今度酒井家代々御拜領成され候城池御指し土の上にて、越後領拜領仰せつけられ候段、格別の御取り立等も御座なく仰せ渡されに相成り候義は、御公義にて御沙汰御座候ても、酒井、榊原、井伊、本多の内徳川家の

内にては、御取り立も格別に御座候家と存じ奉り候、然る處思召を以て先祖より拜領罷在候、城地御引き上げ所替仰せ出され候事にては、相濟申さざる様存じ奉り候。左様の儀仰せ出され候はゞ、御役人仰せ上られ方も御座候儀と存じ奉り候、格別の思召にて城地替仰せつけられ候はゞ宜敷御達之れあるべく、左様も御座なき事にて願ひ奉り候大名之れ有り願の通領せ出され候ては、難澁至極致し候儀に存じ奉り候。之れに依りて私共一同沙汰致し申候、右様の條内意各様方迄御沙汰申上候間、此段御大老御役へ宜しく御沙汰下され度願ひ上げ奉り度御沙汰申上げ候 以上。

第二節 閏正月國主外様より御用番御老中への抗議申込

諸大名國主外様方、江戸に於て沙汰仕候は、當時出頭の御老中申され候事には、公義より領せ出され候趣を以て、御達申條相分申さざる次第ばかり多く御座候に付、當四月より參府の御大名御沙汰なさる事之れ有り各様方々御沙汰御座候事、紀州様御參府成され以上、代々公方様より先祖共拜領の城地替へ領せつけられ候事にては相濟申さず候。此以後御國替に相成候儀は何様の次第より仰せ出され候事、御定め置候事の御伺なり。酒井左衛門尉殿家の儀は代々拜領の事承知致し候、然る所城地替への儀仰せ出され右何様の儀にて長岡下し置かれ候哉、伺ひ奉り申度旨御沙汰に候。

第三節 閏正月十五日藤堂和泉守より御伺書

私家の儀は先年より諸大名組合の御旗頭御役、仰せつけられ候家に御座候、之れに依り伺ひ奉り候、北國筋の内羽州庄内の城主組合の内頭取、酒井左衛門尉忠勝以後頭取仰せ付られ御勤に御座候、然る處此度酒井左衛門尉御指替へに相成り候儀は、私共へは御内達も御座なく少も承知仕らす候に付、此段御沙汰申上候。元

和年中恐れながら御三代目公方様御判にて、酒井左衛門尉殿代々御役勤に御座候處、今度御指し替に相成り候には何様の御事御座候儀にて、右の通長岡城拜領御指し替への御沙汰に御座候哉、私共承知仕度伺書を以て御沙汰申上候。此段御大老御役へ宜しく仰せ上られ候様仕度存じ奉り候。

第四節 五月松平陸奥守より井井掃部頭への申込

此資料は居残り五人の者共、御城下に罷在りし時、玉造郡の名主宮本八右衛門が、若王寺村永藏へ見せ候を寫し取りしものなり。

前省 酒井左衛門尉今般所替仰せ付られ候に付、領内羽州田川郡、飽海郡の百姓、仙臺領玉造郡尿前と申所へ罷越追々三百人餘集り候由にて、境番所役人等共通行指し留、何かと申次第承候得ば百姓共答候は私共御領主酒井左衛門尉様御所替の所、二百年來御仁恩を蒙り候御殿様へ離れ奉り候儀歎かはしく存じ奉り候より、御當國一宮鹽釜大明神へ參籠立願の爲め御國へ相入り候間、通し下され度旨申聞候由に付、境番所役人より同郡扱郡代並に武道目付等、百姓申出候趣承り候得ば、願書一通差出候由、是に依りて郡代にて披見の上、其次第家老共へ申届候由、書付を以て早追の注進只今到着候を披見致候得ば、當主左衛門尉開祖左衛門尉忠次より三代目宮内太輔忠勝代、元和八年臺徳院様御世中、信州埴科郡松代より羽州庄内鶴ヶ岡へ所替同年より今天保十二年迄二百年連綿と領地の百姓共、累代國恩に浴し、就中去天保四年より往々荒蕪打ち續き候にも、領主より厚く救恤、庶民凍綬の憂を免れしむるの慈恩を篤く懇戴し、切に領主を慕ひ、已に露命を棄て候ても、本領再復致させ度よりの願、猶犯法の罪憚からずと雖も猶志神妙の企稱すべき事に御座候へは妄に申宥むべき様之れなく、郡代所百姓共へ説き聞せ候此旨陸奥守へ速に逐一披露其元共願の筋公義へ

言上に及ぶべくの間先以て歸國致し安否相待べしと引き取らせ候由、國元より申來候斯の如く數百人、心を合せ一命を棄て候ても國恩に報い度との銘肝、一朝一夕には碎くべき様御座なく候由、三軍の師奪ふべく匹夫の志奪ふべからずと聖語にも是れ有り候所、匹夫に候へ共、撓まず彌願の如く成し下されざる時に於ては必死の覺悟、衆民尋常の企には之れある間敷、個様の所に大和守入國致し候共、始終安平に領地せしむべき乎否覺束なく存じられ候、仍りて所替の義一先御評議替民心を和げ、追て如何様の御沙汰に及び候方然るべくと存じ奉り候云々。

第五節 六月十七日仙臺松平陸奥守より伺書

先達家來の者より御届申上候通、庄内百姓共三百餘人領内へ相越、漸く申諭納得させ歸村せしめ候得共、此上以來數百人群れ立申すべき儀も計り難く、世上申唱候は、筋なき所替と申事に候公儀御政務向へ某口入るべき義に之れなく候得共、左衛門尉何等の不調法、無念之れ有り候ての所替に候哉、悉敷聞繕はせ候へば其謂なく、左候はゞ故なき所替と申候謂れなき事共存せられず候、百姓共騒立て候下心全く夫より出來候哉に察せられ候間、永く日延にも仰せ付られ候はゞ必定百姓共靜謐に相成申すべく候間、左様仰せ出され候儀出來申間敷哉右百姓共申分承り候へば、心底誠實誠に不惑の至聞くに忍びず、毎度落涙に及び候、手當申付候得共、以來群れ立參り候節、斯の如く毎度限りなく多勢を取扱候事にては、國用行き足り申さず、迷惑致し候不筋の儀なれば關所に於て差し留め一人も相入れ申間敷候得共、奇特至極の者共、不實にあしらひ難く存じられ候上は、愁訴又は祈願の斷之れ有り候節は、承き届け次第何百人何千人にても、差構なく領分通行致させ候ても苦しかる間敷哉、如何様にても日延仰せ付られ難き候譯合にて、身を抛二郡一同一致いたし候上

如何様の企に及び申すべき哉、甚だ心許なき様子相見へ、近國の事に候へば、領分不安塔に存じられ候間、御暇相願歸國の上、夫々不虞の手配等申つけ、國元用心致度候間、御暇願書差上候ても苦かる間敷哉、此段伺ひ奉り候。

第六節 四月十八日山國喜八郎(文武の學者にて水戸公の師)

上書並演等

羽州庄内酒井左衛門尉殿、所替仰せ付られ候に付、領地百姓共二百二十年來の恩義を感じ、此度離別仕候儀を歎き、百姓共追々御府内へ罷出歎訴仕候由、薄々承知仕一通の儀に之れあるべく御座候哉と存罷在候、去冬中より此節に至る迄、俳諧遊歴の行脚に仕立、彼地に入り込見分に及び候次第、委曲書取の筆記此度御城下へ罷出候兵家(庄内出身加藤昇三郎)より借りうけ一覽仕候處、風聞御届等には、凡三四萬人と承知仕候處、内實は十四萬人申合悉皆身命を惜まらず死地に入り、己に左衛門尉殿出府致され候途中待うけ、是非領主を相留め永く在城致され候様仕度と目論見候處、内評相洩れ候に付、左衛門尉殿役人共を差出され、何事に付ても、公義を敬承奉り候譯柄、都て御奉公筋は、上を敬ひ候を第一とするの理解を丁寧に教諭を加へられ畏り承伏致し一旦は鎮り候由。此の如く深く民心を得られ候故、左衛門尉殿にも所替好まれ候筋に之れなき段は、勿論の儀と存じ奉り候。將又微臣手附の間者の者、御城下大奥向、其外手筋を求め聞き候にも、井伊家を始め外老中衆は左衛門尉殿所替宜からざるやに相心得られ候哉の處、今一人口上には、大御所様(十一代將軍家齊公天保十二年正月薨)御頼にて取扱候儀にて、今更相變候儀は決して相成らざる旨申渡され候由畢竟御違變之れ有り候ては公義御威光相立ざる故の儀は、表向にて内實は今一人退役も致され候儀故、押張

居られ候哉に問者の者密々申聞候、嗚呼がましく恐れ入り奉り候得共、聖人の御詞にも君子の過を改るや人皆之れを仰ぐと御座候が、顔回の大賢なるも過を再びせざるを以て、亞聖の稱ある由、聖人といへとも、過なき事能はざる事かと存じ奉り候。其過と心付候はゞ早速改むる所、直に美德と相成候様承知仕候、吝みて改ざるは彌其過を長育する理に當り、輕き小人の上にも辟める事の第一と存じ候。恐れながら有徳院様、御夜話御物語の御序岩本内膳正へ赤穂復讐の始末仰せ出され給ひて、全く時の老中共愚昧の取計より起り奉りしと上意遊ばされ候由承知仕候。之れによりて恐察奉り候に廟堂の上當路の衆の評議も決して手落之れなしとは申す難き事にて稀には了見の違ひ候事も御座候はんか繼令據なき御方様より御頼にて、取扱はれ候儀にても、物の大事に及び候様子相見候はゞ、其過を自己一身に引きうけられ候儀、即ち退きて過を補はん事を欲する本意に御座あるべき哉、是れ當路の臣たる者の勤向の眼目と存じ奉り候、右一人申し張られ候情實を庄内百姓共も相心得居候儀に御座候哉、彌所替に相成り、庄内家中長岡へ引拂ひ候後に至候はゞ、必死の者共御府内へ罷出で、今一層押し入り申すべく、崩の口外は致さず候得共計り難き趣彼地遊歴の者筆記に相見へ申候、丈堤蟻穴の譬の如く、瑣々たる事より亂の機と相成候ては、萬一天下の御辟事共相成申すべきと哉と、恐懼の至に堪へず存じ奉り候、尤佐命功臣の中にも左衛門尉殿は拔群の家柄にて、公義に於て御疎略遊ばさるべき御筋合は之れなき儀は、勿論の儀に御座候へども、時變にて如何様の筋より事起り申聞敷ものにも御座なく、第一吉例先陣の名家奥羽外藩鎮護として差し置かれ候儀は、實に千里長城の御固に御座候處御詰る所公義御鋒の鈍に相成るべく存じ奉り候、恐れながら御英明の神策を以て、只今の内何とか御扱ひ在らせられ候はゞ、干戈に血ぬらさずして天下の萬民普く御德澤を蒙り奉り候儀、恐れながら大仁の御所行に

座あるべく存じ奉り候。譬へば何の辨も之れなき小兒の井に陥らんとするを後より密に救ひ遠ざけ候如く存じ奉り候、然るをみすく井に陥らんとするを側に知らぬふりし、既に陥りし上隣伍郷黨に告げて大騒を致し、自身先に立ち井中に下りて救ひ上げ候はゞ、其父母小兒へ思も深くさせ、其功勞も廣く聞へ申すべく候へども、暫時ながら水を呑み、井筒にて額をも打ち間敷物にもこれなく候へば、矢張人の知らぬ間に、救ひ候を大仁と仕候儀王覇の譬に御座候由承り申候。一体庄内の百姓共の儀跡領主並に所替を取計候御役人を専ら國の仇と心得衆議一和して死を決し、二百二十年來の恩顧に報い申すべくと存じ込み奉り候儀は、全く心得違の不了見にて、大義に悖り候儀は、勿論の儀と申ながら、昔武王周公の聖德にて、般の暴虐塗炭に苦しむ民を御救ひ成され候にも、早速に聖教に化せざりしにや、輒すれば般の頑民と御唱成され候、免角革命を肯ぜざりし姿相見へ申候、況んや二百二十年來善政に育ち候、良民に御座候故左衛門尉の外に君と申も之れなきものと、一途に思ひ入り候事にて、沸騰の民心取靜候儀、左衛門尉殿の前には畏り承伏仕候ても、逆も御沙汰止の儀に御座なく候ては、如何様に諭す候ても安心屈服仕候儀御座ある間敷、下愚の移らざる所不便至極是非なき次第に存じ候、殊に後榮を求めず窮寇に御座候故萬一蜂起致候はゞ、輕々しく悔るべき小事には御座なく存じ奉り候、臣熟々地圖を以て推考仕候に、羽州に國家無二の左衛門尉殿、奥州に會津侯、御當國に恐れながら御屋形様（水戸徳川齊昭公）遊ばせられ候御儀、大祖神君國家鎮護の御深慮の御遺志、御嗣ぎ遊ばされ萬世易らざるの御制度に御座あるべき哉と恐察奉り候所、圖らずも今般所替仰せ出され候儀、如何の御意味に在らせられ候哉、臣愚昧不肖相辨へざる儀に御座候處、差し當り來月十日御百ヶ日に成らせられ候へば、長岡引移の期相迫り候儀御大切の御場合に御座あるべく候哉、將又長岡引き移も相濟み愈領主

引き移られ候期に至り若し肯んぜざる儀に候は、土民と申ながら無双の要害に據り殊に必死の窮寇と申、
旁由々敷大事に及ぶべくと存じ奉り候、其上骸骨を關東の土に晒し、名を後代に顯すべし杯の廻徹も相見へ
候間、萬一手分仕り御府内へ罷出候道筋御國中通行仕候敷、又は中街道相通り申すべき敷計り難き様にも愚
慮仕候間、徳田口、白川口、御手當御人數密々御備へ遊ばされ御差止相成り候上御扱の御振合も在らせらる
べき哉、何れ非常の珍事差し起り申間敷物にも御座なく候敷、窃に相察罷在候間、恐れながら密々御物に
御内聽入れ奉り候 以上

四月二十二日

全人後之上書献候節言上手續之覺

一、井伊、本多、酒井、榊原とて普く世の知る所、門閥家に之れある儀、申上奉り候迄も之れなく逐一しろ
しめされ候御儀に御座候處、就中左衛門尉儀は、遠境外様の大諸侯、且は海外夷賊の鎮護押の爲御居置
遊ばされ候儀と存じ奉り候處、何等の罪狀も之れなく忌憚云々のため、所替仰せ出され候ては、家臣並
に百姓の婦女子に至る迄、如何ばかり残念至極にて、百姓共起き立候儀、尤にも之れあるべき哉、餘所
事の様には御座候得共、臣子たる者の情をも御斟酌在らせられ御想像遊ばされ然るべき哉、是等の儀は
恐れながら御英明にて、疾く御含も在らせられ候御儀に御座候へ共、機會と申も御座候間、暗昧不肖を
願みず申上げ奉り候事。

一、十八日朝上書申上候、來月十日に至り候へは、最早長岡引き移りにも相成るべき哉、其期に至り急變御
座候ては、國家無二の左衛門尉殿、瑕瑾に相成候ては、厚き御英斷にて如何様に御恩召され候ても、詮

なき御儀に御座あるべき哉の事。

先ずれば人を制すの意味、且四家と共に御輔佐の御儀の事。

一、長岡引き移り後百姓蜂起仕候節は、御扱振在らせられ候ても恐れながら御手後れに御座あるべき哉の事
一、國家御大事に拘り候儀は、溜詰の衆は、老中衆に先き立居られ候間引きうけ然るべく候儀、借尾紀様御
儀、將軍様御縁邊も在らせられ候間、恐れながら天下の御大事の儀は、上にて御先き立遊ばされ御世話
在らせられ候御儀は恐れながら御立場にて御當り前と愚考仕候間、天下の御耻辱辱庄内侯の御爲め、溜詰
衆へ御密談在らせらるべき事。

一、惣て天下の儀は愚臣等相辨候儀には御座なく候へ共、恐れながら上にて御引き受け遊ばされ御補佐遊ば
され然るべく、尙又御代替の御砌にて、至て御大切の御時節にも在らせらるべきの事。
右件々恐れながら昧死仕言上奉り候、誠恐々々昧死々々

第九章 歎 願 書

數多き歎願書の中、七月二日米澤藩侯への願書は、事情尤も精密なるを以て是れのみを選びたり。

恐れながら書付を以て御歎願申上げ奉り候

御名領分羽州庄内田川飽海兩郡百姓惣代の者共一同申上げ奉り候。去子十一月中領主所替仰せを蒙らせられ
候趣承知仕り、驚き入り奉り悲歎愁傷に沈み罷在申候。元來當領の儀は、元和八戌年御入國初て鶴ヶ岡御再
興成され候程の儀に承知仕右兩郡の儀は濕地多にて、最上川其外川々數多これあり、荒地同様にて、全く御

高丈これなき程の處、御丹誠盡され御手元御入用にて、右川々屈曲水吐き宜からざる場所は、夫々掘り通し或は海邊へ切り落し程の御手入これあり、水堪の災害これなき様罷成り、追々新田畑切り開き其の上往昔よりの變難これある年柄は、莫大の御高恩を蒙り、領内の者共安堵に相續任り、なかんづく近年に至り、去己年當領の儀は前代未聞の大凶作にて、一同餓死にも及ぶべきの處、領主彼場に於て惣家中へ格別の省略仰せつけられ、右餘米を以て兩郡百姓共精力劣らざる様にと鮭鹽引、鯡等迄村々家別人數掛を以て下しおかれ、在町共米穀御手擬又は拜借等仰せつけられ、諸國より米穀莫大に御買入れ御救ひなし下され候に付、孤獨に至る迄餓死は勿論、他領へ袖乞等に罷り出で候者一人も御座なく候。將亦他國より袖乞に立ち入り露命をつなぎ居候者幾千人御座候哉其數相知れ申さず、誠に以て御恩澤の程重々有り難く一同感涙を催し、右高恩報い奉り度心掛け農業出精仕り罷在候得共、連年凶作打ちつゞき、別て去申年當領の儀は、冷氣強く、諸作皆無の村々多く難澁至極仕、凌方盡きはて如何共取り續くべき手段之れ無く、此上は恐ながら御領主様にて如何とも取り續くべき手段之れなく、此上は恐れながら御領主様にて如何なし下され候哉と存じ奉り候譯は、當御領主様御代に至り候ては、京都御名代をも兩度迄御勤め遊ばせられ、其上御役向にて御物入り多く中々連年凶作にて御救ひ旁々莫大の御借財ならせられ候由に御座候得共、御役所に於て、諸國身元宜しき者共より、金銀御借り入なされ、已年同様夫々御手擬下しおかれ其の上前より拜借米金は残らず下され切りに下され、其の上御年貢は格別の御取立不足に相成候に付、借財なき同様に相成、猶又極難澁の者共へ御救米其外古着等迄下し置れ、誠に以て莫大の御仁惠筆紙に申上げ盡す難く有り難き仕合に存じ奉り候、此上は農業粉骨碎身の餘情より聊つゝも溜錢仕り、少くは御恩澤報い奉り度一同心掛け罷在候處、此度存じもよらず

御所替仰せを蒙らせられ候に付、領内百姓共闇の夜に燈を失ひ、生れ子の母に離れ候如く、老若男女悲歎に沈み罷在候。右申上げ奉り候通御恩君に離れ奉り候義忍び難く、兩郡の百姓共一同精進潔濟仕り、居村鎮守は申すに及ばず、領内靈山、靈社、佛閣へ祈誓をかけ只管御領主御永城在らせられ度、猶又御歎願の爲め領内嚴重御締方を犯し、去子十一月下旬より嶮難の深山雪中を潜り漸く出府仕候處領主屋敷へ御指留に相成り、嚴重の手當にて空しく御指下し罷成り嚴重の慎仰せつけられ、猶又御境目口々は増役人等指遣し、嚴密御締相成り候得共心外止む事を得ず、同十二月下旬より御二月迄四度忍び出で、江戸表に罷登り御役家様方へ縋り御愁訴申上げ奉り候處、御取受け御座なく候得共仰せ諭されにて、御領主御屋敷へ御引き渡に相成り空しく御指下に相成り申候。其内御參府時節に相成候處、御恩君に離れ奉り候儀忍び難く、兩郡の者共申合せ所々廣場へ或は二萬人餘、又は三萬人餘づつも、追々數ヶ所へ相集り、此度御參府遊ばされ候は、再御歸城これなきを相歎き、愚昧の百姓共御參府御指留の申上ぐべき旨にて、何卒御永城成し下され領内一同の百姓安堵に永續仕候様成し下され度、只管御歎願申上候得共御取上げ之れなく、此時節柄大勢打寄候ては騒ぎ立の姿に相成、第一御公義に對し奉り濟ませられ難き旨にて、嚴重の仰せ諭され恐れ入り深く慎み罷在候得共兎角止む事を得ず、御參府後紐々村々密に申合せ、嶮嶮の深山幽谷を越へ、數日の野宿等仕、兩度出府仕重き御役家様方へ御駕籠に縋り御愁訴申上げ奉り候得共、是亦候取り受け御座なく一同人氣穩かならざるの處川越より御役人様追々御出の内御家内御召し連れ居成りの方も之れある由、相聞へ申候に付、彌悲歎に沈み伊勢代參諸國神社佛閣へ永城祈誓、國內靈山、靈社へ祈禱、寺院祈禱怠慢なく執行仕候儀に御座候間、定て神佛の靈驗も御座あるべくと存じ奉り候處、未だ御永城の仰せ出されも御座なく候得ば未だ時至り申さず候

哉、是迄都合六度の愁訴も空しく罷成候上、絶り奉るべき様御座なく候、深く恐れ入り奉り存じ奉り候得共猶又水戸様へ御歎願申上奉り候處、色々御教諭成し下し置かれ願書御取り受け之れ無くに付き、愚昧の百姓共辨もなく手分を仕、然る上は恐れながら御隣國に愁訴申上げ奉り候より外御座なき事と存じ奉り候間、極密に夜中嶮岨人跡之れ無き山谷を傳ひ、新庄御領へ罷出候處、所々澤々より追々五人七人つゝ、落逢ひ都合三百人餘に罷成り、仙臺御領分尿前御番所にて御指留に相成り、御糺の上段々御屋形様より御糺を蒙り候に付當御領主所替に付御歎願申上げ奉り度段逐一申上奉り候處、御諭には斯く大勢罷出候ては一揆の姿に相成り、却て領主様御爲筋には相成り間敷と厚く御教諭なされ候得共、恐れながら深く御歎き申上げ候處願書御預り成し下しおかれ、右人數の内五人は江戸表へ御沙汰に相成り候迄御糺し相成跡三百餘人は皆國元に罷歸候様にと厚き御教示に付歸村仕り、猶又會津様御儀は、御同席様にもあらせられ候様承知奉り候に付、是又御歎願申上奉り候處、前條の御諭御内々にて仰せ含められ候は、水戸様、仙臺様の方へも御内談あらせられ候趣御諭に預り有り難く歸國仕候處、此間江戸表よりの御飛脚御模様承り候處、愈日限等の御催促あらせられ候趣承知仕候に付、國中人氣猶々荒々しく罷成り、愚昧の百姓此上何等の儀出來仕る可き哉、恐れながら當御時代様御治世より二百五十餘年以來靜謐に相治候御代此庄内より如何の次第も出來申すべき哉も計り難く恐れながら當御屋形様御儀は、日本無双の御政道にあらせられ候趣、兼々承知奉り候に付絶り上げ奉り度、既に大勢に相成候はゞ仙臺表にて御諭を蒙り候通一揆の姿に相成り恐れ入り存じ奉り候間、大勢の者共漸く申含め、恐れながら惣代となり私共ばかり、御國內へ推參仕御歎願申上げ奉り候。恐れながら、格別の御憐愍を以て、當領主何卒御永城ならせられ兩郡百姓共永久安塔に相續仕候様、御慈悲を以て御救ひ成し下し置

かれ候はゞ一同此上なく有り難き仕合存じ奉り候 以上

酒井左衛門尉領分

丑七月

羽州庄内 田川 兩郡百姓惣代

遊佐郷下長橋村	幸四郎事	利傳	右衛門助
同郷上長橋村	權四郎事	權	次郎
同郷杉澤村	政	伊兵衛	次郎
同郷下當村	政	伊兵衛	次郎
同郷三川村		小太郎	次郎
同郷上大内野目村		勇次郎	次郎
同郷同村	定右衛門事	孫左衛門	次郎
同郷北目村		彌次郎	次郎
荒瀬郷星川村	甚右衛門事	榮治	次郎
同郷宮形村		源次郎	次郎
同郷大久保村	玄	玄悦事	次郎
同郷前川村		伊三郎	次郎
遊佐郷藤井新田		重助	次郎

第十一章 義民の首腦者

第一節 西郷組大庄屋書役本間辰之助

本間辰之助が祖先は元和年中迄は、名家の長臣なりしが主家没落の後浪々の身となり、鶴ヶ岡に來り大寶寺に住み不如意の生活を送れり。辰之助三十三歳の時京田通西郷組の書役となり馬町に住み、職を奉ずる事勤勉にして數多の賞を賜はり、苗字帶刀を許され遂に御藏米より生涯下賜せらるゝに至れり。天保十一年十一月御轉領の報至る哉愁傷止む時なく、長岡へ御慕申さんと、一人の老母は賢々しき人なれば、先づ打ち語りければ、我が身は極老の上病の身となり、起臥は更なり座する迄家内の世話になり居候へば氣も心も事々しく未練の申分に候得共、當所へ引き移りてより昨日今日と暮し候内はや廿五年を過し、村中へも故郷と均しく馴れそめ、且は賤しき身にて申も憚候へ共、現在我身の子や孫姪に至る迄、皆御藩中の歴々方にて、殿様の御供して長岡へ引き移り候へば、残るものとは我が身と其の方と只二人なり。責めて今六十路にて其の方も四拾路位にも候はゞ、行先如何程の艱難苦勞をも凌ぎ、及ばずながらも御用に相立候事は申迄も之れなく候得共、最早八十路に餘る坂を越へ黄泉へ赴く旅路をひかへ、其方とても元より數ならぬ身の聊勤勞と申程の事も之れなき所、結構に成し下され候有り難さの段々は海とも山とも申上るに言葉なし。然れども元より御家來と申に之れなく、最早六拾歳に近く勤先もなき老の身となり候て御供願奉り候ては、御家人數多き所却て後々の御苦勞筋に罷成り恐れ入るべき次第と思候へば、今遠國へ引き移り候事我が身に於て望ましからず、能々勘辨候へと言葉の品々尤にて迎も忠孝全き事は愚予の及ぶ所にあらざれば餘儀なくも止りぬ。去

りながら假令一粒たりとも御恩祿を賜りながらむげに止なんも本意なさの餘り、恐れながら大公へ御歎訴申上げ奉るべく愚意をめぐらし候得共、明日をも知れぬ母を振り捨て行くも恐れあり、又其の器に當る人々も見へ兼て、兎やせん角やせんこ張り裂くる計の胸の中、千々に心を碎き居候折柄、予が信友居村の長役長左衛門、清兵衛の兩人訪ね來り、御轉領の儀を打ち歎き、何とか方便も有るまじきか、數代御恩澤を蒙りながら安閑と打ち過ぎ候は、甲斐なくもいと歎かはし、此上は百姓等一同出府の上御愁訴申上候ては如何有るべきや、併しながら一二回の申合杯にてはよも埒明まじ責て千人も登るならばなどか願も叶ふべし、若しも願叶はずして彌御轉領に成候ても、是迄の御高恩少しは報い奉らんと落涙に及び候間、偕てはと能々心底を探り見るに他事更になし、然りと雖も御收納第一の御時節にて、長たる者は出府は出來ず如何すべき哉と申候に付、幸公用之れ有り候へば明後十八日と日を定め、觸文を以て組内の肝煎二十人打寄せて、居村の二人何となく咄出して人々の心を探り見るに無二と見へしは僅に四五人、他は顔と顔見合せ居る計なり。夫れに構はず人々へ申には、此度は組方彌歎訴の志にて候はゞ、此節御收納第一に村々肝煎は出府はなるまじ、組内總代登せる人數廣く取沙汰致し、洩れ候ては是非御差留になるは必定なり、村々へ歸らば明日の内能く吟味の上人々を選び出して、親子の前をも遠慮第一に一間に於て密々内談をとげ、登ると申人あらば、他言は申す迄もなく妻子にも深く包めと云ひ含め二十日に出府の人數名前書出すべしと、勇みに勇んで勸めて歸らしめ、偕愈二十日歎願の志願者集る者僅に十二人。少人數にて勇みなきを憂ひ偽せ状を作り、他の組よりも數人追々登る申込は斯くの如しと書面を示し、少しも猶豫する勿れと勇氣をつけ、事微細に道中並に江戸滯在中の心得を諭し、駕籠訴は越訴と申して假令道には尤にも事によりては入牢もすべし。御吟味あらば御殿

様の御徳のみ申上げ、若しや家中様方の後楯や尻押で、百姓共を登せしやと御疑はなきにもあらず、強て御不審を蒙りて申譯にも困難し數日牢舎する時、其時こそ田川郡の西郷組何村某と申者發頭人に候得共、極老の母を捨て兼餘儀なく登りはせず、只百姓とばかりにて帶刀分の役向に關するもの抔とは必ず申し事なかれ尙御尋ねあらば馳せ登り一人にて引きうけ恐れながら頸を差上げ申すべく、餘人には決して難儀を掛けまじくと懇に説き聞かせ、二十二日目出度門出の吉日と定。愈々十一月二十二日朝早くより辻興屋村肝煎に寄り集るを待ちて、白木の箱より歎願書四通を取り出して讀み聞かせ説明を加へ、萬事の心得方殘る所なく申し含め、別れの盃汲みかはし出立せしむ。十二月十一日江戸庄内の定宿馬喰丁大松屋に着し、十五日歎願せんとせしが、宿より密告せられ空しく御屋敷に引き入れ、目的を果す能はざりしも是れが歎願の第一着手にて、庄内の百姓一般に影響を及ぼせる力大なり。

偕西郷組一番登りの人名は左の如し

- | | | | | | |
|------|------|-------|------|------|------|
| 宮野浦村 | 佐 助 | 中野京田村 | 徳右衛門 | 菱津村 | 九兵衛 |
| 菱津村 | 甚太郎 | 下興屋村 | 重次郎 | 林崎村 | 傳兵衛 |
| 林崎村 | 彦右衛門 | 馬町村 | 伊 助 | 辻興屋村 | 嘉右衛門 |
| 長崎村 | 仁 助 | 黒森村 | 彦右衛門 | 西茅原村 | 太郎吉 |

三月三日七ヶ寺及び治右衛門太郎兵衛等と共に江戸に登る。辰之助は實に天保義民の首唱者にして兩郡の百姓歎願出府の志皆此人より起り。此事件の全般に亘り常に河南河北の連絡をとりて、目出度御永城の喜びを得たるは、其功拔群なりとて推賞せらる。

第二節 遊佐村江地村玉籠寺文隣和尚

文隣諱は圓貞加茂屋眞柄文二の兄なり、鶴ヶ岡日蓮宗本鏡寺に於て得度し、後に玉籠寺の住職となる傑僧なり畫を能くし、所替の臺命下るや弟文二と深く相謀り、玉籠寺を川北三郷の會所として、鶴ヶ岡の會所義集樓加茂屋と互に連絡を計り、晝夜義民參集し謀議を焦がし寧日なし、或る時は連日大祈禱を行ひ、御永城を祈り、義民の道中安全を禱る、傍ら民心の離散を防ぐ。丑三月寺院登りの首領となり、上野執當龍王院に訴願し志を遂ぐ。其の登り途中長岡は以前住職せし所なるを以て、長岡の民をして庄内と同一歩調をとりて、共々に訴願を計劃せしが遺憾ながら應ぜられざりき。

玉籠寺文隣和尚と加茂屋文二との働き

前省 此頃承候へば、川北より御百姓江戸表へ御歎願に登られ候由大悦仕候。右に付申上候此度の儀は、御家中様や、町方抔にては、何程力を入候ても、迎も參り申さざる事に御座候。依ては何卒此上は二三百人も登せ候事出来申間敷候哉、彌左様の取組出来候事に候はゞ、金段の儀は此方にて手掛り之れ有り候間、何卒御骨折にて、差し登せ相成候節は、金段は一命に掛け候ても相働き申上べく候間、此段出来候節は早速御知らせ成し下さるべく候 云々

二月八日

玉籠寺様

加茂屋文二

右申越候得共、未だ時至り申さず候哉、誰と相談致し者之れなく、徒に月日を送り居候内、一番登川北三郷

の者、江戸表にて願書首尾よく指上げ候由、風聞これあり候に付、閏正月廿四日幸青塚村の多市郎懸意の事に候へば、此方に参り候はゞ何か然るべき手段にもやと早天に参り、先づ一別以來の事抔申述、常ならば目出度春の壽杯色々話合も候へ共、所替仰せを蒙むらせられ候より、後は何方へ参り候ても、唯御厚恩の君に離れ奉る事歎かぬ者も之れなく、多市郎申聞候には、二番登り此間人数指し立て當村よりも指立候。最早越後邊迄も参り候はん杯咄居候、幸なる哉一番登代家守信右衛門も参り、江戸表より罷下候由、先々取る物も取り敢へず、一ト間に招ぎ段々の様子承り、其の上かの連中指し出され候願書の寫杯見、其の文は御恩君を慕ひ奉る事の心中斯る末世の今にも此の如き人こそ、佛道の譬へにも人中第一の人とこそ此の人なるべし、父母に別れし時の歎きも一方ならざる真心の魂ある信右衛門が心中を察し、右歎願一卷は涙ながらに讀み終へぬ、予尋て曰く偕又何等の爲に御出に候やと申候へば、我々歎願に罷出候は、兩郡御百姓惣代にて出府致候事なり。定めて二番登とても同じ心に之れ有るべく、唯我々のみ十人や二十人歎願に罷出候由、郡中一同と申儀には聞へ申さず、依りて来る正月廿七日酒田五丁野谷地に、川北一統一寄を初め、我々共の所存の程聞かせ候はゞやと申なり。依ては所々より隠密役人抔も入込居候事、且又兄弟親類と雖も心なき人には咄合の出来ぬ事なれば、何分此の事御同心下され候はゞ、御計らひ成し下さるべく候はんやと申聞候に付、幸の事を聞くものかな、此事のみ待暮し居候なれば、此上は村方へ歸り夫々人数をも指出申すべく候間、江地組の方は予に任せ、別段廻候には及び申さず候旨申、青塚父子と此儀然るべしと其儘組方へ廻文を出し、密に大寄の支度なり。夫より信右衛門一趣に青塚村出立、道々も只此上恩君に離れ奉る事の歎がはしき次第涙ながらに咄し合ひ、藤崎村より信右衛門は大井組の方へ廻り、予は居村に歸る。依て御百姓へ右廿七日酒田五

丁野へ三郷大寄合の次第密々申聞かせ、廿五日右の次第態飛脚を以て、鶴ヶ岡加茂屋文二方へ申送る。

三月玉龍寺文隣和尚と本間辰之助等江戸登りの節馬町にて

加茂屋文二との對談

前省 我々登候で御歎願申上候共、中々容易には大願成就に至り申間敷、然る上は御百姓大騒ぎ立指留惣代として罷登候事故、夫れにても願書御取受も之れなき時は、是非共其跡の大登り五六百人も相立候事に相成り申さずは、此度願書の趣意に叶ひ申さず、然れば金子の才覺専要なり。何卒御町方夫々手を廻し、是より金段の工面致し吳候はゞ、是れ一つの大功なり、此事のみ跡連中も案じ居候事なれば川北先き達の人々と心を合せ、是非金子才覺致し、吳候様願候處、文二申候は御尤の次第なり、金子之れなく候てはいか程誠心の人々之れ有り候ても、折角の誠心空しく相成るべく、然は此上は金段の儀は我等に御任せ、潔く御出府之れ有る様との儀に付、跡々萬事川北へ内通の用向杯申殘。其文は

前省 我々共儀今日只今出立仕候に付申上候、此上跡立の儀早速御働さ御登せ成し下され度、何分願ひ奉り候、右金段の儀は只今鶴ヶ岡加茂屋文二参り、川北衆御越成され候はゞ、二百両三百両位迄の儀に候はゞ、出金勞礙と之れ有り候様相違も之れなき事に候間、其御舎にて加茂屋方へ御出成し下され度、委細同人方御相談成さるべく候云々。

三月三日

玉龍寺
本間辰之助

梅津八十右衛門殿

堀謹次郎殿

三月十八日 酒田遊佐代家守右衛門、上野新田村善三郎、鹿野澤村治右衛門三人出鶴加茂屋へ出で、其節段々模様を咄候處、三人共申聞候に付、度々御紙面に付早速罷越申度存じ居候處、彼是延引罷在候得共此度別段の用事に付罷登候趣也。去りながら別に用事とも相見へ申さず候故段々申聞かせ候は去十一月御轉領仰せ出され候以來、日夜心を痛め居候得共、郷方御連中の御心體も相分り難く、彌御引移の節にも相成候は、色々考居候得共、私一人の事故如何共致すべき様之れなく、其節より草鞋二千足餘拵はせ置、其の後は又御供登りも願ひ奉り居候處、西郷の一番登、川北の二番登杯を承り、一先安心仕候内酒田大濱打寄の内より、鶴ヶ岡七日町風呂屋へ参り候者取扱等迄相話候處、三人共申聞候は左様の御方とは夢にも存じ申さず、實は此度我等罷越候儀は、度々の御紙面に候得共、是迄御心體は申すに及ばず如何様の人と存、實は試に罷越候由有体に申聞候て、此上以來は何事も御加擔下され度旨申され候に付、相互に後々の約定を極め、夫より町方出金の儀出來候に付、受取歸村下され度旨申述候處、私共は金掛にてはこれなく、歸村の上梅津八十右衛門、堀謹次郎の兩人へ申聞かせ受取に詣るべき旨にて歸村致候。

第三節 鶴ヶ岡七日町眞柄直國事加茂屋文二

天保十一子年十一月七日江戸表より早追到着、越後長岡へ御所替の御沙汰を聞くや否、飛脚を以て俗縁の兄遊佐郷上江地村玉龍寺圓貞(文隣)を招ぎ候へ共、病氣にて十七日漸く來り互に内存相話此上は我々共兩人一命を捨て候とても、御所替御沙汰止に相成るべき儀も之れなく、今度町方の人氣考へ見候處一命に掛け御歎願等致し候處存の人は、差し當り見え申さず、依ては我等は越後長岡へ御供仕、譬へ如何なる艱難致し候と

ても、此地を離れ候より外之れなく存せられ候。此上は何卒當國の御百姓川北川南にて十人も江戸表へ差し登せ御老中様方へ御歎願候者之れあり候は、何様にかして御沙汰止みに相成るべくと存じられ候得共、今時の人にては左様の誠心の人はこれある間敷と存候。我等儀は女房へ暇を遣し召遣の者には年期證文を遣り候て親元へ相返し、(加茂屋は旅館と貸座敷との兼業也)其の上にて家土藏諸道具は無盡の取跡諸借方へ差し向け、貸金と取り入れざる無盡も凡百兩分も之れあり候得共、此分は呉れ切に致し、此上は身命を捨て先祖より是れ迄の御報恩の爲、何國迄も命を惜まず御上の御用に相立候は、天是を御見捨ても之れある間敷と存じられ候、彌其儀決斷致し兄玉龍寺は川北に歸らる。

十一月二十一日御内意書を以て、御町奉行所へ是迄の勤方御用にも仰せつけられ、(七ヶ年前より御町目明を勤む)長岡へ御召し連れ成し下され度段願ひ上げ候。其夜女房とめへ申聞かせ候は、偕此度御殿様御所替仰せを蒙むらせられ候に付、先祖より二百二十年來の御厚恩のため何處迄も御供願申出候間、其方事は母も七十四歳に相成り存命に罷在候に付、何卒此度は母の方へ参り養育致す申べきやう長の暇を遣し申すべく候。我等事は長岡へ参り候ても是迄と違ひ、家なく借家にて致し、何卒御用向相立申度候間、左様に致し呉れ候様申す聞かせ候處、女房申すには成程御尤に候得共、私儀は兄弟も多く之れあり、母を養育致し候爲に家屋敷貰ひ候て罷在候者も御座候へば、母儀は少しも御案事は之れある間敷、一旦夫に隨ひ候私故何方迄も共々御召し連れ下され度候又我等悪しき事之れあり返され候儀ならば、據なく候へ共左もなく候は、譬へ如何なる艱難致候共、御殿様の御供仕候人を見離し候儀は相成り申さず、此事老母や兄弟に聞かせ候共、彼是申聞べき故何事も咄申さざる様に成し下さるべくと申聞候。

十二月廿一日奥田官輔様に参り御供願申上候儀御咄申上候處、其方町人にて左様の志感じ入り候、左様ならば長岡へ参り候上は、其方兩人子供迄も我等内にて喰はせ申すべく候間、安堵致候様仰せ下され候に付、有り難く御うけ申上罷り歸る。

一、西郷並に川北御百姓十二月二十日頃より追々爰許忍び出で、江戸表へ御訴訟等の相談と承り候故、御供願等は跡に致しても、右御百姓へ加擔致し江戸表歎願の儀、第一と相心得連中繰出しに加はる

一、十二月より丑正月迄に郷方に頼み、草鞋二千六百足餘拵はせ置候、是は後日何等の時の用意なり。

一、二月二日大濱へ集會の内三十六人、鶴ヶ岡七日町風呂屋に罷り越し三日大督寺に御參詣を機として、長岡へ御供願を企てしが、加茂屋の計略を以て穩便に事濟みたり。

一、五月二十三日飽海郡眞島佐藤治、齋藤鎌次郎等六人會津に歎願出立に付、御關所殊に嚴重にて通り難く當惑せしが、加茂屋が心付にて湯殿山參詣道者に装はせなば、上の御締方不行届の無念にも至らぬ事と申され、兼皆妙計なりと喜び、白衣を借り集め難なく出立せり。

一、川南の首動者本間辰之助、奥井岩次郎、加茂屋文二の三人金峯山へ五月廿三日出立の御百姓大願成就、道中安全の爲め南頭院へ参り、二夜三日の御祈禱相願ひ御寶前に参る、其後傷寒を煩ひしが不思議にも速に全快せり。

一、加茂屋にては先々よりの入用莫大の事故、雜用飯米も手間居候節、六月十五日飽海郡義民五人の客の賄方に大に難澁の所へ、病人の爲に御町醫深澤道順老参られ候間、兼て内外共心安く候得ば、玉龍寺和尚の紙面も内々見せ候て、指當り今日難澁の様咄候所、甚だ御尤至極貴殿の心中も兼て承知の事幸ひ只今持ち

當一俵の飯米札あり先づ是を以て間に合せ然るべしと、懷中より取り出し呉候に付、右人數へ賄も滞りなく相濟む、其日深澤主参らずば如何せん家財も盡き果て候節誠に當惑の折なりと、六月下旬に相成、右米札文二より返すべき旨申出候處、貴殿の誠實を認め御用立候事故聊ながら申受候心毛頭之れなき旨強ひて申され是非返濟を申ても、再三の斷に據なく其意に任せ候由。

一加茂屋女房へ申付候は、此度の一件は、見聞せられ候通、御國恩を數代蒙り候者、此上は彌實兄玉籠寺に組致し、是非共御歎願専らに致度候事故、此節の暮し方業体共中々世話行き届き申さず、家財等に至る迄何なり共手間の節は、心置なく質入にもしし賣拂なり苦しからず、只暮らし方相立候様若し残らず賣り拂ひ残りなく相成り候節、一應申し聞かせべき旨申付。

一加茂屋は裏の離れ座敷を義集樓と稱し、河南の會所として河北玉龍寺の會所と聯絡をとる。

一或る時義民の人々旅籠代として、金百疋拂ひしを女房も據なく申受候節、文二大に怒り翌朝の家財を質入とし、態々飛脚を以て川北よ返す遣す其書面に

前略 一昨日御出の人々旅籠代として、金百疋御差しおき成し下され候得共御返上申上候、以來共右様の御心遣ひ下され候ては迷惑仕候間、決して御無用成し下され候様、御連中様方へも御申通成し下され度候御据り一義に付御出での御方ならば、私身上のあらん限りは、御賄ひ申上べく候、若又續き兼候節は御願申上べく候間、先づは此段御一統様方へ、宜敷仰せ通ぜられ成し下さるべく候。

一佛壇、火鉢等の諸道具、箆筒、小箆筒、男女の着類、蚊帳等十六種を代金計四拾四兩壹步壹米と錢七貫二百文に賣却し、諸道具四種類を質入、賣却代金と合せて四拾五兩壹米と錢拾七貫七百文なり右金額は御轉領

仰せ出されしより、御永城に至る迄入用に相成り、其外家業休にて入金も多く之れあり候得共、皆此一件雑用に相成り外にも色々之れ有り候得共目立候品許記す。夫婦は蚊帳さへ之れなく、漸く辛じて夜々を明し抱子等にも帷子さへ着せべき様なく、女房も子供に其譯を申諭候へば、數多の子供も其誠意に感じて、心悪しき様もなさず、外々の同席にも浴衣着し出で歩き候由。

一八月八日御据り御祝儀献上相濟み、御役家より夫々御樽肴等下しおかれ、右披露として川北六郷、中川、西郷の連中五拾餘人打寄の折、多人數賄候得共、膳部は勿論諸道具一切之れなく、近邊心安き所より借り集め、漸く間に合せ申候。

尙加茂屋文二は兄玉龍寺江戸登りの際、委託をうけたるのみならず義民の歎願に要する費用の出資につき、鶴ヶ岡荒町深澤理助を始めとして、所々へ説きつけ努力せし功は、他の及ぶ所にあらざるなり。

第十二章 佐藤藤佐と矢部駿河守定謙の功

附 白崎五右衛門

此二人は御永城の氣運に至らしめたる大功勞者なり、

佐藤藤佐は飽海郡遊佐郷升川村の出身なり、夙に大志を抱き奮然家を辭して江戸に赴く時年十九、艱難をなめ忍耐以て事に當る。藤佐經濟の才に富み、常に名門に出入し爲になす所あり、功を以て諸家の俸祿をうけ一家を起し妻子安居するを得たり。

天保十一年十一月酒井家越後長岡に轉封の命あり、庄内の百姓等驚駭措く所を知らず、相率いて所在屯集して本領安堵の策を議し。藤佐痛く之を憂慮し、決死以て主家の爲に盡す所あらんとす。藤佐初め矢部駿河守定謙の知遇を得たり、故に深く事を謀りしも時非にして駿州左遷の時に際し其志を果す事能はざりき。會酒田の白崎五衛門豪農本間家の用務を帯びて江戸に在り、藤佐之れと密議し、川越藩に昵近して入邸し松平侯をして、財政困難に陥らしめんとの策を劃せり。

水戸烈公幕府の紀綱擴張を謀らんとし、將軍も精を勵まし治を圖り、寛保寛政の治に復せんと欲し、天保十二年駿州の謹を解き、江戸町奉行の職に就かしむ、藤佐大に喜び蛟龍雲雨を得たるの思ありき。此時に當り屢庄内の百姓都下に潜伏し、禁を犯して幕府に直訴せり、事藤佐に聞せしかば、老中水野越前守は駿州をして、藤佐父子を法延に引致して糾明せしむ。時に藤佐齡己に耳順(六十才)を超ゆるも、剛直不屈の精神を以て侃々諤々當路の失態縷述して極力轉封の非を痛論し毫も憚る所なかりき。駿州も素志の至誠に出でしを慮り口供書を取り、之を臺閣列席の中に朗讀し越前守をして顔色なからしむ。是に於て幕府藤佐の訊門を停止し越前守の登城を止め再議に附せしむ。

同年七月朔日上の思召てふ事を以て、酒井侯をして本領安堵せしむるに至る。駿州の藤佐を鞠問し、其口供書を臺閣に公開するや、越前守の失意に歸し、轉封の事畫餅に歸せしかば爾來深く駿州を恨み事に托して構陷し籍を除き、伊勢桑名に禁錮せしむ。駿州憤懣措かず、病めども醫藥を退け斷食を以て絶命せり。時に天保十三年七月廿四日にして年五十四嘉永年間江戸深川淨心寺に改葬せり。

藤佐は嘉永元年三月八日歿す年七十四江戸小日向日輪寺に葬る。

第十二章 歎願を遂げし者人名及び各藩の取扱

天保十二年三月三日西郷組菱津村治右衛門全延が出發の際述懐の詩に

朝に故郷を出づ菱水の隈 惠風吹き起りて亂雲開く

紅花看るく驛亭に満ちて綻ふ 黄鳥行くく征客を追ふて來る

精意忠を懐いて鐵石の如く 卑身義に依りて塵埃に似たり

東都こゝ去りて一千里 訴書を献ぜずば終に回らず

とあり。其後半は一般義民の精神を代表せるものにて、深き國恩は心魂に徹し身命を抛つ出發せしものなり又何れの御屋敷にても白洲に於て屈せず歎願せし心情は、大に閣老並に各藩を驚したるものにて、仙臺の如きは斯の如き百姓を望ましきものと迄云はれたり。去れば或人の歌に

殿様を慕ひし民を吟味して問も答も涙なりけり

とあるは、白洲に於ける悲劇を表はして、遺憾なきものなり。

又各藩は滞在中、御丁寧の御賄は勿論、暑氣の凌ぎにと薬を與へ醫師までも見舞はせられたり。庄内藩にては河南河北の一番登りをば、厚く取扱はれたり。義民の歎願の目的とせしものは、江戸に於ける閣老の外、一旦事の起る時は豫め同情を求めおく必要上、水戸、仙臺、會津、秋田、米澤等にまで歎願せり。即ち

御大老井伊掃部頭に三回七人

正月廿日 飽海郡市ノ坪村 彦 四 郎 全郡中嶋村 信 右 衛 門

二月九日 全郡越橋村 仁 助 全郡田村新田 喜 右 衛 門

全郡青塚村 作 兵 衛 三月十六日 田川郡十文字村 伊 之 助

田川郡十文字村 彌 右 衛 門

御大老土井大炊頭に二回五人

二月九日 飽海郡新田目村 松 治 全郡越橋村 平 藏

全郡正龍寺村 仁 助 三月廿一日 田川郡上藤嶋村 作 右 衛 門

飽海郡鷺野町村 長 次 郎

御老中水野越前守に五回十二人

正月二十日 飽海郡館内村 藤 七 全郡上野新田 善 三 郎

二月九日 全郡正龍寺村 長 兵 衛 全郡上林興屋 (勘)甚右衛門

二月九日 全郡上長橋村 幸 四 郎 三月十六日 田川郡狩谷野目 仁 七

三月二十日 飽海郡大町村 治 八 郎 三月廿一日 田川郡大淵村 孫 助

三月廿一日 飽海郡大町村 彌 助 全郡上野會根 三 治 郎

全郡鷺野町村 與 三 郎 全郡全村 文 治

御老中太田備後守に五回十四人

正月二十日 飽海郡八日町村 長 五 郎 全郡全村 四 郎 吉

二月九日 飽海郡田村新田 彌 治 右 衛 門 全郡越橋村 孫 作

三月十六日 全郡藤塚村 傳 四郎
 三月十六日 田川郡上藤嶋村 吉 兵衛
 三月廿一日 全郡坂野邊新田 佐藤 唯右衛門
 三月廿一日 飽海郡升川村 多之 亟
 四月十五日 全郡手藏田村 林 右衛門
 四月十五日 全郡天神堂村 與五右衛門
 四月十五日 全郡上野新田 伊三郎
 二月九日 飽海郡新田目村 辰次郎
 二月九日 全郡正龍寺村 兵吉
 三月十六日 田川郡平形村 治平
 三月十六日 全郡上藤嶋村 仁助
 三月十六日 全郡馬町村 太郎兵衛
 三月廿一日 御老中間部下總守に一回二人
 三月廿一日 飽海郡青塚村 與左衛門
 三月廿一日 田川郡長崎村 兵四郎
 三月廿一日 飽海郡下長橋村 理助
 三月廿一日 御老中井上河内守に一回二人
 三月廿一日 田川郡小波渡村 五郎右衛門
 三月廿一日 飽海郡下長橋村 理助
 正月二十日 飽海郡中嶋村 三郎左衛門
 正月二十日 全郡鹿野澤村 治右衛門
 三月十六日 田川郡小中嶋村 藤十郎
 三月廿一日 飽海郡新田目村 重五郎
 若年寄林肥後守に二回三人
 御老中脇坂中務大輔に一回二人

三月廿一日 飽海郡上江地村 權次郎
 三月廿一日 若年寄増山彈正少弼に一回二人
 三月廿一日 田川郡八色木村 七五郎
 三月廿一日 飽海郡上野澤村 善作
 三月廿三日 飽海郡新田目村 宮次郎
 三月廿三日 大目付跡部信濃守に二回二人
 三月二十日 田川郡藤嶋村 清吉
 三月廿三日 飽海郡新田目村 忠治
 三月二十日 大目付丹羽近江守に一回一人
 三月十三日 飽海郡京田村 彌七郎
 三月十三日 御側御用取次水野美濃守に一回一人
 三月十七日 田川郡柳久瀬村 茂平
 三月十七日 根岸本間相模守に二回五人
 正月十六日 飽海郡市野坪村 彦四郎
 正月十六日 全郡鹿野澤村 治右衛門
 正月十七日 全郡館内村 藤七
 正月十七日 全郡今泉村 久米治
 正月十七日 全郡中嶋村 信右衛門
 水戸御留主居御家老中山備前守に二回三人
 正月二十日 飽海郡手藏田村 兵助
 二月十三日 全郡若王寺村 徳右衛門

全郡蒔屋村藤 七

水戸侯に二回八人

四月七日 飽海郡天神堂村 與五右衛門

全郡手藏田村長 五郎

全郡大槻新田 四郎右衛門

七月三日 全郡平津村 齋藤鎌次郎

仙臺侯に居残り者五人

飽海郡青塚村 多市郎(悴)多七

全郡福山村利 兵衛

田川郡坂野邊新田 佐藤唯右衛門

會津侯に二回十三人

六月朔日 田川郡三本木村 文七

全郡長沼村 治郎兵衛

飽海郡岩川村 伊之助

田川郡對馬村 丑右衛門

飽海郡三川村 仁助

七月二日 全郡大井村 忠兵衛

全郡手藏田村 林右衛門

全郡石橋村 仁右衛門

全郡上野新田 伊三郎

全郡下江津村 喜兵衛

全郡京田村 彌七郎

全郡若王寺村 永藏

全郡十文字村 源右衛門

飽海郡下江地村 喜兵衛

全郡全村 常之助

飽海郡大井村 忠兵衛

全郡平津村 齋藤鎌治郎

全郡仙北新田 清助

田川郡三本木 文七

米澤侯に一回十三人

七月二日 飽海郡宮形村 源次郎

全郡大久保村 玄悦

全郡長橋村 幸四郎

全郡杉澤村 權四郎

全郡大内野目 貞右衛門

全郡三川村 小太郎

全郡北目村 彌次郎

久保田にて佐竹侯に一回二十九人

六月廿五日 飽海郡菅野村 會根原 永藏

升川村 甚次郎 全村 七藏

全村 太右衛門 全村 三五郎

全村 貞右衛門 全村 民右衛門

全村 太四郎 全村 長助

丸子村 五郎八 全村 丑之助

上長橋村 庄平 京田村 專之助

全 今泉村 彌右衛門

全 村 惣助

全 村 源右衛門

全 村 與右衛門

菅野村 五郎右衛門

吹浦村 傳右衛門

五分市村 石垣兵太

宮田村	石垣兵藏	大宮田村	惣助	全	村	仁右衛門
大宮田村	嘉平	上野澤村	善九郎	全	十日町村	小次郎
十日町村	治郎右衛門	全	村	小八	全	村
上野執當龍王院に一回二人						

三月廿二日 飽海郡鵜渡川原 觀音寺 理安 全郡上江地村 玉龍寺 圓貞

上野山内護國院並に功德に十九人

正月	中	飽海郡大町村	彌助	全	郡	全村	五郎兵衛
手藏田村	兵助	郡山村	彌五兵衛	全	櫻林興屋	與右衛門	
櫻林興屋	兵右衛門	土崎村	重治	全	村	仁左衛門	
北中野俣	六郎兵衛	杉澤村	兵四郎	全	下安田村	長吉	
市野坪村	彦四郎	中嶋村	三郎右衛門	全	八日村	長五郎	
八日村	四郎吉	上野新田	善三郎	全	升川村	與兵衛	
境興屋村	半兵衛	三月中大町村	治八郎	全	全	村	

第十三章 大登歎願者の困難概況

五月、全郡大町村、四月中旬に至りて川越より諸役人八人外三十人計の手廻にて庄内に入り来りければ、百姓一統又々騒ぎ出し、御郡中所々にて其用意をなし、誰となく鍋組趣向と稱、五人十人宛申合せ一組鍋二

枚宛脊負ひ白米五六升づ、外に鹽味噌等用意し、家を捨て妻子に離れ、住み馴れし村を見捨て、江戸に登らんと覺悟を極め、彌御所替とならば、直様打ち立たんと義心を決したり。既に四月下旬に至りては、人々現はれては一大事と、こそり／＼と其の用意の外他事なく、五月初日二日には残らず國境を越んと、兼て申合せ置たる事なれば思ひ／＼に先づ仙臺領東大濱に至り、夫より常州街道、水戸御領分を登るべしと三百餘人、夫々に姿を替へ、夜にまぎれて出る事なれども忍び／＼の事なれば、提灯松明を持ち事ならず、案内知らぬ山道を越へて、青澤、外田の澤傳へ、或は胎藏山の深林の中又は山道もなき所を越ふる事なれば、其難辛苦云ふ計なし。折ふし二日の夜は雨降りて、闇夜に燈火は持たず、三百餘の者共は、五人十人宛別れ別に成りて、或は岩窟の下にて艱苦を凌ぎ、又は木の下にて雨を防ぎける。中には火の明りかすかに見ゆれば、夫を便りにたどり行くもあり、心には皆日本國中の神佛を念じ、大願成就を祈らぬものはなし、漸く夜も明けぬれば、樵夫の案内にて行く者もあり、たつきも知らぬ山道に踏み迷ひ、方角を失ひ野宿を重ねし者もあり、斯くして何れも無難に最上領にぞ出にける。大勢の人々そこかしこにて落合ひ悦ぶ事限りなし、各脇差を一腰さして来りけるが、百姓の身分として一刀を帯んも似合はしからずと、菰や蕨に包み、一組十人廿人宛新庄の御領分を通り行き、兼て約束の事なれば、瀬見の湯元にて五月五日に落ち合て、一日逗留し色々評議を致し、夫より七日仙臺御境目尿前の御番所にさし掛りしに指留られたり。

仙臺の御城下にての御評議には、今度庄内にて百姓一揆を起し、刀、脇差、鐵炮、其外陣道具、菰包にして何千人となく、押寄来るよし風聞にて、仙臺領内大評判の由。依て我等は鳴子湯元へ二日差留られ、仙臺岩手山より御役人大勢御詰あり、其の翌朝早く立出んとすれば、岩手山の伊達彈正様御出馬ありて百人計り、

弓、鐵炮、鎗、長刀、其外武器を飾りたて幕を張り嚴重の備なり。依て三百餘人の者共、岩手山と下宮との宿に残らず指留られ、七日より十四日迄七日間、我々残らずへ御賄下しおかれ御手厚の御取扱にて、町の出入口には御足輕二人添番二人、晝夜附置かる。其の外上下の御役人行やら來るやら往來櫛の齒を引くが如し、夫より日々御糺を蒙りければ、答へ申上候は庄内の百姓中々一揆所には之れなく、殿様御所替を歎きての事にて、數多の百姓只々涙を流し、御永城になるならば、屍を山野にさらし、身は土石の如くに碎かる、共少も厭ひ申さず、手を合せ愁歎して願ひければ、岩手山の城主伊達彈正様、一々聞し召され有り難くも直に仙臺の屋形様へ早馬の御使を立てられければ、屋形様にも甚だ不便に思し召され、江戸表御老中へも御沙汰成し下されたりと云ふ。斯くて三百餘人の百姓共、岩手山にて夫々申諭され、早々國元へ罷り歸るべしと仰せ含められければ、大勢の百姓共念力岩をも通す決心なれども、流石屋形様の御仁惠有り難く、伊達家の御取扱を感じて涙ながらも此所より引き返し、最上迄引き取れり。

然れども心中もたし難く、元より身命を抛て出國せし事なれば、何れも五人十人宛思ひ／＼別れける。夫より人々江戸をさして登りける。中にも新庄より矢嶋に越へ、鹽越へ出で、船にて越後路に出でし者百餘人なり。其難儀せし事云ふ計なし、漸十八日朝より海船に乗り出せしが、折節風悪しく果敢どらず、岸に着かんとすれば、御締嚴重にて是も出來ず、海上に漂ひて有りし内、十九日の夕方より風雨烈しくなり併も西南の風にて、沖に船かゝれる中次第々々に難風に成りければ、皆々大音に湯殿山、月山、羽黒山、其外日本大小の神祇へ我々企つ所の大願成就する迄の命を助け給へと祈念しければ、天にも通じ神佛も納受ありしにや、忽風和きて二十日の朝に至りて、越後の濱邊に無難に着しける。中にも尤も困難せるものは三日間も海上に

漂ひしものもありけり。三百餘人の百姓は、あちらこちら別れ行く程に我々を引留めの爲、庄内より御足輕七十餘人、諸方へ廻しおかれければ、越後新潟にて二十人計見答られ、既に取押へ引き返されんとせしを、逃げ遁れ、夜に入り自分々々の計略にて四方八方へ逃げ延びたり。其夜は皆々木小屋、牛小屋、船小屋にて夜を明し、翌日漸く濱邊にて落合ひ藪の蔭に二十人集り、様々評議をこらし、五人七人宛別れ、信州通を行くもあり、又三國通を志す者もあり、或は會津通を越へんとて水原に赴くもあり、會津通りは別けて山道難溢にて峠々の嶮岨を登れば、森々たる山中澤の水音とふ／＼として寂しさいはん方なし、いと悲しき旅の空哀ぞまさりける。

又越後路にて見答られ、引留られて國元へ引き返されたる者も多かりける。

其後又々五月十日頃大指留致し候は、梅津圓治の策略にて、此節御指留の御役人日々御出郷にて相廻り候得共夜中の山越抜け／＼の出立にて、中々以て御廻村方杯の目に留る様の者一人も之れなく、去迎其爲に御出郷の事なれば、斯く大勢の登り一人も御指留之れなくては、御役向濟せられざる次第も候はんと存じ、態々日中又は夜明け離れ／＼出立にて、御指留に相成候様、實は恐れながら化粧の繰出しに御座候と申候由。圓治より文隣和尚へ語られ候話なり、其人數は

遊 佐 郷 四十五人吹浦越にて、指留になりし者四人、女鹿の番所にて、指留になりし者八人、升田越にて、指留になりし者、 計五十七人

荒 瀬 郷 二百四十二人青澤越にて、指留になりし者、 合計二百九十七人

抑義民には策士多く、圓治が考は大に藩の面目もたち、又殊に入り込み居る隱密に對しても有力なる策略な

第十四章 御永城の臺命下る

幕閣不良分子の計略も邪は正に敵し難く、上は有力なる諸家の同情と抗議あり、下は身命を抛つ君國に盡し數萬の義民ありて、至誠天を動かして本領安堵となるに至る。轉封の臺命ありしより閏月を加へて十ヶ月にして、天保十二年七月十二日左の辭令を見るに至る。實に我が日本帝國として大に祝すべきものにて又幕府の勢力を輕ぜらるゝの原因ともなれり。

思召之れ有り御沙汰に及ぼされず其儘庄内領地仰せつけられ候。と黒書院にて御老中列座水野越前守仰せ渡され候。

右吉報の庄内鶴ヶ岡城に達せし早追は七月十六日の暮方なり。

第十五章 領民の歡喜攝待盆踊

早追の庄内に入るや、路傍の人々皆我を忘れて之れが前後左右に寄り集り、力を添へ大音に呼び渡り人數は愈加はり、大手の門前は立錐の隙なく萬歳を唱ふる聲は天地に轟けり。此吉報を耳にせし者は、皆神棚と佛壇とに燭を點じて感謝の禮拜をなせり。鶴ヶ岡荒町山王前の小間物屋五右衛門の如きは、直に酒五升入拾樽の鏡をとり柄杓をたて、鯨六束を煮、飯一斗をたき、早追につき來れる農民の歸りを待ちて攝待せしかば、百姓等は悦びの上の振舞にて皆踊り上り

て喜び歸れりと云ふ。翌日より續々各地に酒餅の攝待盛に行はる。又鶴ヶ岡市内三十五ヶ町と湯温海、黒森、馬町の三ヶ村にて、恐悅につなめる唄を作りて盆踊盛に行はれ、昨日に變る樂天地となれるも、是れ皆君徳の然らしむる處なり。

第十六章 神社佛閣へ參詣

藩は恐悅につき、七月二十一日羽黒山、月山、金峰山、鳥海山等へ重臣を遣はし、代參を命ぜられたり。又鄉村にては、七月十八日黒森村惣代として、左右衛門外三十六人内川にて垢離をとり、鶴ヶ岡下の山王へ御永城御禮詣をなし又同日同村にて惣代を酒田下の山王へも遣せり。八月朔日黒森村肝煎九郎右衛門は、飽海郡上江地村玉龍寺並に巖岡の清水坊へも禮詣をなせり。鶴ヶ岡の歩座方(米商人)は嚮きに御永城を祈願せし市内の五社と羽黒山、金峰山へ參詣せり。

第十七章 御永城御祝献上品

- 第一節 金納之部
- 一金 壹千兩宛 酒田本間外衛 外二名
- 一金 參百兩宛 鶴ヶ岡一日市町西海三郎右衛門 外二名
- 一金 貳百兩宛 全 三日町平田太郎右衛門 外四名
- 一金 百五拾兩 全 一日市町西海五兵衛

一金百兩宛 全 三日町荒井傳右衛門 外六名

但百兩以下省略

第二節 米納之部

一米 五百俵 田川郡 落野目 日向 三右衛門
 一米 參百俵 全郡 矢馳 木村 九兵衛
 一米 百俵 鶴ヶ岡 荒町 工藤 民右衛門
 但百俵以下省略

第三節 餅の献 上

七月十九日中川通押切長沼兩組より恐悦につき、御城内へ指上候餅の太さ左の如し。

餅五重 臺白木指渡四尺三寸、高一尺二寸五分、足二本

餅の徑	一尺三寸	一尺七寸五分	二尺二寸	二尺六寸八分	三尺二寸八分
全厚サ	三寸	二寸五分	二寸五分	四寸〇	五寸〇

右合計貳俵一斗五升の餅なり。

其他酒、鯉節、扇子、肴等夥しき献上品なり。

第十八章 起請文 (御永城後義民の心得書連名血判せしもの)

田川郡中川通十文字村伊之助が江戸滞在中の發意にて、御永城の臺命下る前日其うはさを聞くや直に起請文を作り、藩吏成田權次郎の加策をうけ、上覽に供し感稱せられたるものにて、後に本間辰之助等と熟議して、更に加ふるに江戸に歎願に登る途次、各街道にて各藩の政治の酒井家に及ばざる状況を詳述して、愈々忠國愛國の心掛あるべきを痛切に書き綴りたるものなれども事繁ければ省きて、茲には西郷組起請文の前段を掲ぐるのみ。去子十一月中御所替仰を蒙むられ候より、両御郡中只管悲歎止む事を得ず、數度江戸表へ出府御重役の御方々様、又は御隣國御領主様方へ愁訴罷出候内、程なく御永城仰せを蒙むられ候段恐悦至極有り難き仕合存じ奉り候條、右は全く以て御當家御先祖様よりの御武功、殊に御由緒の御家柄、其の上御代々様厚き御仁政にて、萬民御撫育遊ばせられ候御徳を、公義にても御表はし遊ばせられ候御義にて、自然諸神佛の御加護と相心得、此上は猶以て殿様の御仁徳聊も失念仕らず候様、此旨深く勘辨いたし御百姓共丹誠愁訴のため事成就に至り候抔と、萬一心得違自誇申し唱へ候ては、是迄の誠心一時に空しく一同の名を穢し、却りて禍其の身に及び候事ゆゑ深く相慎み、必ず以て心得違之れなき様致すべき事。

一、上を重じ御役人へは勿論、都て帶刀の方に對し、不敬不法仕間敷事

一、非分の望を起し、公事訴訟は勿論、惣て人の先に立自己の了簡立申さず、御爲道第一に心掛、御後關き

義一切仕らず、心付候儀は何事も穩便に村役共へ申出、是迄よりは猶以て相心付萬事正路に一同睦敷致す

べき事。

尙終に左の文言を加へられたり。

右之條々相背くに於ては、日本大小の神祇、殊に妙見大菩薩、御當國に於ては湯殿山、月山、羽黒山、金峰

山、鳥海山五大権現、猶組村々鎮守氏神各神罰冥罰を蒙られ罷るべき者なり仍て起請文件の如し。

第十九章 藩公の賑恤

第一節 郷方の者へ下さる

近年不作つゞき郷方衰困の趣に付、仕法組立て直し中兎角作毛不熟勝にて、行直り兼難澁の事に相聞、今度其まゝ御領知仰を蒙らせられ候に付、末長農民業事にあり付、御締方行き届何様にか取り續かせ候様、一組へ米千俵宛(庄内は八郷に分れ居れば八千俵)相下げ候間、取らせ方取計らひ候様、御代官へ申達さるべく候。

丑 九月

又御領地へも全様仰せ出され米千俵下さる。黒森村にては家數百八軒あり一軒に付一斗八升四合四勺づゝ配當、更に小成内の者へ配當せられし分二石四斗一升八合四勺を出し村方極窮者拾五軒へ分與せり。

第二節 御町方へ仰せ出され尤酒田町同斷

近年打つゞき不作、自然金祿不融通の所別て去年中より町方不景氣にて、商筋も薄く相成難澁の事に相聞候、今度其まゝ御領知仰せを蒙らせられ候に付、彌以別紙の趣意相守、御締道取亂さず末永く業体取續候儀專要に候。右に付難澁救の爲、千貫文取らせ候宜しく取計らはるべく候。

丑 九月

參照一 錢千貫文金に、百四拾七兩(小判)錢四百文兩替六貫八百文

全 二 鶴ヶ岡銀町肝煎木村八十右衛門控之寫 丑九月中御町方へ千貫文下しおかれ、十一月十一日下配當

し置かれ本町一軒へ五百拾文極難の者へ外に三百文、屬町並に同居共一軒に二百五十五文づゝ外に三百文極難の者へ。

御町奉行へ

前々より御締向は勿論、諸事質素に致候様、業体並に商賣の品も申渡置候所、近年相ゆるみ、御轉領御沙汰に付、自然等閑に相心得候者も之れ有る哉に相聞へ心得違の事に候、今度御領知其儘仰せを蒙むらせられ候に付、彌以て衣服、飲食、家居成るべきお質素に致し、御締向の義堅く相守り申すべく候。右の風俗取亂し候業体、並に心得違の者之れあるに於ては、嚴重の御沙汰に及ぶべき條、能々相辨へ相改候様町中小前の者に至る迄洩れざる様申し渡さるべく候。

第二十章 藩公の生祠

庄内にては藩侯の御厚德を感ずるの餘、御在世中所々に宮を建て、祠る。即ち嘉永三年飽海郡上江地村玉龍寺の境内に、御座稻荷大明神の社殿を作りて、酒井家累代の靈を祀る。

嘉永六年田川郡西郷組馬町に靈松殿を作りて、歡喜院殿忠器と、忠發公(神式にて祭り院號なし)を合祀す。是等は公の御在世中にて、いはゆる生祀と稱するものなり、今は酒井神社と稱せり。西郷組黒森村にては、天保十三年山王社の境内に碑をたて、中央には不動大妙王寶塔左右には同村の江戸登り義民の氏名と年齢とを彫刻して建設せしが明治十四年に至りて、御代美神社と稱する末社を建て碑を取り去りて、其棹石を神殿に祀る。不動大妙王とは、勿論藩侯を意味するものなり。

第二十一章 轉封事件に關する圖書

庄内藩士内藤昇の編纂にかゝる合浦珠六十卷は、酒井伯の藏となり、其寫は大寶館圖書館にあり。編者不明の鶴龜萬代録七卷は、東京慶應義塾圖書館の藏となる。庄内藩士郡方下役須貝嘉右衛門惠懷が編みたる濱の眞砂拾卷は、東京上野圖書館の藏にして、貴重品取扱をなせり。其他訴願せし者の記録所々にあり。繪畫に屬するものには、一は本間辰之助が畫きし四方喜我志滿三帖は、酒田本間家の秘藏品なり。一は加茂屋文二の畫きし夢の浮き橋五軸は、西郷村酒井神社の藏となる、何れも繪畫の數は九拾に餘る。光丘文庫、大寶館圖書館、溫海簡易博物館等に其寫を藏せり。

第二十二章 諸藩の厚遇をうけし恩義に感ぜる義民

第一節 草鞋批把葉湯の接待

七月十七日より田川郡中川通は一統、羽黒街道荒川村川岸に小屋を掛け、日々村々役人四五人宛肩衣をかけ、仙臺、會津、水戸、米澤、秋田等より湯殿山參詣の者へ批把葉湯と一人に草鞋一足づゝの接待をなせり。其施せし惣人員二千九百九十六人にして、諸經費參兩壹步貳朱と錢三百四拾文に及べり。田川郡西郷組の本間辰之助、坂野邊新田佐藤唯右衛門、黒森村頭分兩三人申合、馬町宮ノ下小物忌の神社前に於て、西郷組一統草鞋一足づゝと批把湯の接待をなせり、往來市をなし、八月中旬迄振舞ひしとぞ。

第二節 無料渡船の接待

飽海郡にては六月上旬より仙臺より御百姓歸國後、仙臺領民の鳥海山、湯殿山參詣の道者へ渡船場船錢無料にて相渡し山仕舞後川北三郷より渡船場へ手あて致せり。後には會津、米澤、秋田、水戸等の領民にも及ばせりと云ふ。

吹浦川吹浦の渡 平水一人十五文洪水の節倍増

日向川石辻の渡 料金不明

日向川興休の渡 平水一人五文中水十五文洪水二十五文

第三節 御永城につき御禮爲知の書狀

七月十七日遊佐郷平津村齋藤鎌次郎、外九名より御永城に付、會津へ爲知の禮狀を中川通横山村治右衛門、全村繁治を飛脚として同地に遣す。

七月十七日仙臺に居残りの際、厚遇をうけし五人の者より御永城に付、仙臺へ飛脚を以て爲知の禮狀を遣す。

七月二十二日仙臺松平陸奥守様、御病氣の趣聞及び、鳥海山、其他靈社、靈寺に御平癒の祈願をかけ、結願の守札を飛脚を以て献上せしが、遺憾ながら御卒去の後なりしと云ふ。荒瀬郷越橋村孫作は、前年太田備後守へ歎願の際、殊遇を蒙りしを深く感じて、翌年家中の中間となり上京し、土地の名産華紋燭二箱を贈りしが、其旨藩邸に届けられ、國に下して謹慎を命ぜらる。

第二十三章 義民に關する美談

第一節 酒田大濱へ集會の節殊勝なる美談

二月朔日打寄る者共へ、酒田川岸通より酒五十樽へ肴少々相添。又臺町獵師町よりも酒三十樽持せやりて申けるは(中省)今日は格別寒さも強く、さぞ御難儀に之れあるべく察し入候。誠に心ばかりの寸志に候得共、御一同へ一盃づゝも給へられ候はゞ寒さを凌がれ候様にと申越候由。然る所百姓共より返事申遣候は、御親切千萬忝仕合に存候、去りながら此度の打寄は、大切の儀を申合のため打寄候儀に付、一同禁酒の事に申合へ共、此段相斷り申遣候由。但右の通酒肴贈候得共、受申さず候に付、跡にて申遣候は昨日御打寄の場所へ少々酒進じ候所、段々御申越され候趣、御尤至極何共耻入汗顔の至り誠に耻入候。去りながら一旦差上候事に申遣り候處、受けられ申さず候ては、此方の心入も空しく相成り候間、今更酒にて進じ候も如何に付、度々の御打寄さぞ御物入もこれ有るべく察入候間、右入用のたしにも相成り候様にと、代物を以相贈り候由。悉く辭退にも及び候得共、強て申入候所、何分にも御親切の儀故、一統へ申聞かせべき旨、拶挨に及び候由。又昨日引取の節、大勢の内には、空腹の者も之れ有り甚だ難澁の由申候へば、知らぬ者迄も有り合の飯結び出し、給へさせ候族も市々所々之れ有る由。又酒田市中歸りの節、途中行き逢ひ候者之れある節は、出張候者ばかり百姓の方より、脇に寄り通り、中々大勢と申ながら、魚末杯は之れなき様、萬事感心の事なり。

其の二 大濱の川端に萱小山の如く二つ之れ有り、打寄の者共、其の萱を手を々々抜きとり持ち行候間、誰ぞ積み置候萱にて之れ有るべく、然るを勝手次第焚き候は甚だ不届の事にて専ら亂暴の致方に相成候間、左様の儀致間敷旨、役人共を以て相制させ候所今日打寄の者寒さを凌がんと爲に、昨日五丁野より船にて相廻し置候分に御座候旨申聞候。いか様雪杯もふりて、凌ぎ難き寒さに付、罷出候諸役も右萱を貰ひ焚きて寒さを凌ぎぬ。儲莫大の萱と思ひしが皆焚き盡して、奇麗に跡片付候て、惣引き拂の節は跡へ一兩人相殘候て、焚捨て候火杯を鎮めて、夫々見苦しからぬ様に相片付、引取候体中々行届候次第に相見へ候。

第二節 遊佐郷上江地村權次郎次女を飯盛奉公に出して歎願に登る

玉龍寺文隣和尚が天保十二年三月朔日登の節は、地内へも沙汰なしの出立故、誰知る者之れなき處、隣家權次郎參り此度江戸表へ御登りの由承候に付、御見送りの爲め酒田迄是非御供致度由申に付、其意に任せ同道致候處、道々權次郎申候様、此度江戸表に御登りの事ならば、是非共御召連れ下され度旨願申聞け、兼て先頃より度々八十右衛門殿へ參り御登せ下され度旨願候へ共、身不肖の私事に候へば、何分金子の才覺出來申さず、田地にても質入致し才覺仕り度所存申入候得共、此時節柄の事故一金も出來申さず、何共苦々敷存じ奉り候由。いかにも心底面に顯はれ、道すがら追々心見候處、如何にも數年來御厚恩の程心魂に徹し、何卒御厚恩を報い奉り度御存じの通娘二人之れ有り候間、何れなり共一人酒田今町へ年期奉公に指出度候間、何分御執計ひ下され候て、金子御才覺成し下され、是非共御召連れ下され度旨願申に付、誠に心中感心致。夫より酒田今町へ參り、よし屋長三郎は兼て心腹も存じ懇意の者故、此者へ委細譯柄相願候處、三月朔日の事なれば、節句前と云ひ殊に金錢の廻りも之れなき時節柄、外々の事ならば中々一金も御用立兼候得共、江戸表へ御歎願登り心掛候ての事なれば、奉公人の譯柄に至り申さず。去りながら權次郎申所存の程も候へば、何分妹娘は江戸歸迄此方にて養育預り置き申すべく候間、跡々御丈夫に御登り然るべき旨申聞金壹兩貳歩貸

吳候に付同道致候。

第四節 天保快舉に於ける天河屋義兵衛

四月十九日七日町裏巴屋にて、百姓共謀計の儀相顯はれ、御締嚴重にて住居相成り難く、染屋三右衛門、同じく權吉、久三郎の三人へ申聞かせ候儀は、今度御所替を相敷き、百姓共去冬中より追々江戸表へ罷登愁訴致候得共、毎度御取受之れなく思ひ止み難く、途方に暮れ力なく相暮候處、追々川越より御役人引き移られ候へば、最早御引移に相成り候かと、此節人氣も殊の外荒々敷相成、矢丈心を制し止むべき様之れなく、今度國中六所谷地へ打寄り大評議相催し、志の面々尙又江戸表へ罷登り、必死の歎訴致候目論見の爲、一味の者共打寄り評議致度候へ共、斯く嚴重の御締之れ有り、大切の事故等閑の者へも頼み難く、且打寄の節色々諸道具入用の品、取拵申度候得共密謀容易に頼むべき人之れなく、指控申候得共、外に相頼むべき人之れなく、右宿並に諸道具の儀承知致しけれ候はずや、萬一御引き移等之れ有候はゞ、跡御領主より御答等仰せ付られ候はゞ、數百年の恩顧に報いん事末世に至り、何人か是を僻んやと、精神を勵しければ、右三人の者共日頃の忠義十倍して何事か違義すべき、赤穂復讐其の列にも天河屋義兵衛とて、今の世に至り其の名天下に芳し、況んや恩君離別を慕ひ、密計に於ておや少しも苦しからずと何れも勇もよく俄に香をたき、家内を清め身を淨め悦び勇んで、三人の者共は今度の御制度を相守候へば各一義を失ひ、義を立てんとすれば御法に背く進退道なしと申すべく候得共、義に依て御法の御答仰せつけられ候事こそ本意なり、拙なき町人風情の分として、斯く大義強直の一味に加り候こそ、家の面目此上なく冥加の至りなりと申、密に目印、旗其外願書等の仕度に取り掛無二の者故、連中心置なく相談申候密談連中は奥井岩次郎、小尺村太田新十郎、三本木村

文七、馬町本間辰之助、富澤村丸山辰右衛門、渡前村大川傳吉、對馬村菅原與惣兵衛、十文字村奥泉伊之助、小中島村奥山萬吉、横山村飯田源内、江葉村澁谷長右衛門、柳久瀬村高橋茂平の十二人なり。

第四節 鶴岡步座方才覺金

步座方(米商師)は夜八ツ時頃山科喜兵衛、八木屋茂平の二人は、周間町萬國屋久三郎二階郷方集居候所へ参り、此間御約定の儀、子細之れ有り出金致兼候趣一旦相斷候て、引取の際持参せし金百九拾五兩の才覺金を其座に取り落置申候、跡にて郷方衆右金子拾取其座にて配分直に手分致し江戸へ罷登候由相聞申候。連中宿は此前寺小路巴屋と申處に集居候得共、顯れあはばい故、久三郎へ宿替致せし由也。此久三郎も是より誠心の中間に入り、萬事骨折中川騷立之節、北晨の旗又五色五人組の旗等染めしは此二階にての事なり。染方は久三郎弟染屋奥井岩次郎従弟染屋三右衛門等專取掛候由。其後江戸表より、六月頃にも御座候哉、又々金子才覺致吳候様申來候に付、彼是沙汰に及び候内、七月十六日御永城御飛脚到着、此時こそ我等蟻の思ひも天にも登りし心中、一同甚だ悦び、早速御祝儀の沙汰に及び追々恐悦寸志差出す。

第五節 西郷組馬町石山刀自深更鶴ヶ岡に使を果す

元宮ノ下大庄屋石山平内の女房にて、平内死後本間辰之助の側に小屋を造り隠居して住居す。女に似合はず今度御轉領御沙汰ありてより兎角此事にのみ心を苦しめ、既に西郷一番登りの事も、辰之助に相談候には我女の身なれば行き届かず候得共、古書にも御百姓とか悉く御慕申上候て、御沙汰止にも相成り候儀之れ有る様兼て平内咄に聞き居候是非々々此度の儀は、御郡中御百姓一統御慕申上候事に仕度旨申出、辰之助如何にも尤の旨申聞け候に付、右古書は白井久兵衛様とか御所持遊ばされ候様咄候所、辰之助申聞候は知合候御方

にも之れなくいか様にかして拜借相成候はゞ見申度旨に付、右女房左候はゞ我等罷上り拜借仕りて、見せ申すべしと態々罷出候へども、御貸下されずらく歸宅の旨辰之助へ申出候所、辰之助も古書はともあれ、是非共右の儀然るべく決心致候となり。

三月三日上江地村玉龍寺文隣和尚へ馬町石山隱居家へ止宿致され候て、本間辰之助へ參られ夜九ツ半時頃迄咄居り、夫より隱居家へ歸り、明日登に付弟七日町加茂屋文二へ申置度事之れ有り候に付、是より飛脚相頼貫度旨相頼候所、隱居後家只今飛脚相頼候連、手間取申すべく御所替に付ては一同相歎き、男子にて候はゞ、此度一趣に登り愁訴申上度候へ共、女の義に付御用に立候事も出来ず、心外に存じ居候間、人を頼候よりはわらは參り申すべくと申聞候得共、折悪しく風雨烈しく、殊に深更に及び女一人野道二里に餘り候道中如何致候て參らるべき哉、賃錢は何程掛り候ても苦しからず候間、何分然るべき者相尋くれ候様に申談候へ共、此御時節柄上への御奉公と存候得ば、身命を投げうち重き御方様へさへ、訴訟罷出候人々之れ有る所、御國內僅二里餘候所、女なり共何程の事か之れ有るべき哉、罷越すべしとて支度致し、小脇差を帯び、箆笠をつけ甲斐々々しく出立。丑三ツ頃にも押し掛り候節、玉龍寺よりの手紙を持ち、風雨烈しき夜何の猶豫もなく罷越、明六ツ時前文二同道にて罷歸り候。

石山平内は數年大庄屋相勤め、先妻には、子供男二人女四人之れ有りしが、離縁に及び、後妻は御徒組野澤久太夫の娘廿七歳の時、石山へ縁づき女子二人を産み候得共、繼子を大切に養育し、實子は烈敷制し、其身は仕裁物、質車をこり、自作園等迄も致し、召遣ひ男女に隙の折は加茂に出し賣らせ候節、夜中其身も手傳脊負ひ加茂峠迄送り届け、且は組役人又は御用狀持人足等餘り寒氣或は荒天の折坏、時分に相成候へば酒食

を與へ、家に付候親類其の外出入等の者へは夫々心付、家内は勿論世間の義理共大切に心掛候に付、居村は申すに及ばず、組方一統感服致居候所、四十四歳の時夫平内病死、悴宮太に跡相續仰せ付られ御用相勤居候所、放蕩のため大庄屋勤御免、御組外に仰せ付られ御城下へ引き移の節宮太事は迄御役相勤め居候てさへ困窮の所、家内一趣に集り居候はゞ、極めて暮方行届候儀之れある間敷、勿論夫の遺言に付當村に葬置候得ば何様にか小屋掛を致し子供を引きうけ墓守とも成り、當村へ居住致度旨相談に及び、宮太と引き別れ候所、居村は勿論組方一統感涙を流し、聊の頼母講を始させ、家作を致し酢商賣を始め、仕裁もの、機織、糸車の賃仕事寸暇なく、宮太方にて世話すべき者迄、引きうけ數年世話を致し、實家へ相戻し、其の外先妻の子供縁付居候者迄、皆慕ひ參候付、萬事世話を致し實娘へ聲を貰ひ、馬町村住人と相成、賑々しく暮し居れり。

第二十六章 江戸登滞在六十日にも及び

困難の義民家族へ飯米を給與す

六月廿六日齋藤隼之助殿早朝より玉龍寺の會所に來り、偕連中申合候様、此節所々人氣不穩に付、川越方の者は、御模様悪しきを幸、尙々惡評申ふらし兎角は江戸登り留主の家内の者を驚かし、如何とも制すべき様之れなく、其の上日數も既に六十日にも及ぶといへども、歸國の模様もさだかならず、難澁の者杯日々の生活に困り居候様子、川越方は尙々それ幸惡評つものり、見聞するに忍び難く、依りて連中申合せ極難極窮の者共を取調べ、家内人數に應じ、救米を與へ度旨評議致候處、連中も一同悦び、熟談に至り候に付、夫れより追々呼出し救米を贈り候處、組々難澁の者共は初て出國人を羨み、夫よりして人氣も直り、救米を與へしは

終

